

## 第3章 日本の子供の貧困に関する先行研究の収集・評価

### 1. 先行文献の収集・分析方法

#### (1) 先行文献の収集対象範囲：

子供の貧困について、我が国の統計データなどの国内調査をもとに分析した先行研究を把握するため、一般的に貧困と関連すると考えられる項目及び大綱の施策に関連ある調査項目をキーワードとして先行文献を収集した。子供の貧困に関連する項目は、その国の社会制度や慣習等の社会的要因に大きく左右されると考えられることから、我が国の子供・世帯を調査対象として扱った先行研究を中心に収集した。

#### (2) 先行文献の収集方法：

以下の手順により先行文献を収集した。

図表 3-1 先行文献の収集方法

Phase 1	「大綱」から抽出したキーワード(次頁参照)をもとに CiNii <sup>305</sup> と J-STAGE <sup>306</sup> による文献検索を実施
Phase 2	「Phase 1」と同様のキーワードにより、検索エンジン(Google Scholar、Google、Yahoo JAPAN)を用いて関連資料(報告書、レポート等)を収集
Phase 3	「Phase 1及び2」により収集した文献のレファレンスから、重要な内容を含むと判断された関連文献・書籍を収集
Phase 4	有識者ヒアリング時に取り上げられた文献を追加
Phase 5	(「Phase 1から4」の手順により収集された文献の評価後) 子供、貧困といった限定的条件を含めずにより普遍的な知見を把握するため、子供の貧困との関連が強い要因 <sup>307</sup> をキーワードとし補足的に国内文献を収集

<sup>305</sup> 国立情報学研究所(NII、National Institute of Informatics)が運営する学術論文や図書・雑誌などの学術情報データベース

<sup>306</sup> 文部科学省所管の独立行政法人科学技術振興機構(JST)が運営する電子ジャーナルの無料公開システム

<sup>307</sup> Phase1-4で収集・評価した文献の中で指摘のあった要因や諸外国の多様な分野の指標をキーワードとした。

図表 3-2 「大綱」に示された施策をキーワードとした国内文献の検索  
(CiNii 及び J-STAGE による)

番号	子供の貧困に関する状況 <sup>※</sup>	貧困を示唆するキーワード	子供を表すキーワード	状況を表すキーワード
1	子供の貧困全般	貧困 低所得 困窮 生活保護 児童養護施設 ひとり親 格差 社会経済的(要因)	子 子供 子ども 学生 児童	分析 指標 計測 ウェルビーイング ウェルビイング 社会的排除 社会的包摂
2	教育の支援	貧困 低所得 困窮 生活保護 児童養護施設 ひとり親 格差 社会経済的(要因)	子 子供 子ども 学生 児童	就学 進路 就職 進学 中退 就園 スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 就学援助 奨学金 就労 就業 自己肯定感 キャリア教育 学力 幼児教育 保育 奨学金 学習支援 給食 栄養
3	生活の支援	貧困 低所得 困窮 生活保護 児童養護施設 ひとり親	子 子供 子ども 学生 児童	学童 放課後 部活(動) アフターケア 退所 卒業 食育 住居 住まい
4	保護者に対する就労の支援	貧困 低所得 困窮 生活保護 ひとり親		就業 就労
5	経済的支援			養育費

大綱において、指標の改善に向けた当面の重点施策として「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」及び「経済的支援」が掲げられ、第1回有識者会議における今年度の調査研究の方向性においても「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」及び「経済的支援」など必要な支援の各分類について適切に把握する観点から、国内調査の収集・分析を行うこと。」とされていることを参照した。

## 2. 先行文献の収集・評価結果

以上の手順に基づき収集した先行研究について、使用されている統計調査(データ)が統計学的に信頼性の高いものであるか<sup>308</sup>、使用されている分析方法が信頼性の高いものであるか<sup>309</sup>の2つの観点から評価を行った。なお、複数の先行研究において同一の結果が得られている場合は、その結果はより信頼性が高いものとして評価した。以下において、高い評価を得た先行研究の概要と動向を取り上げていく。

### 2.1. 子供の貧困と関連性があると考えられる状況一覧

以下の10項目は、先行研究の評価から、日本の子供の貧困の状況を表している、または、子供の貧困と関連があると考えられる状況として整理したものである。次頁以降で、それぞれの状況について子供の貧困とどのような関係にあるのか、先行研究の整理を行った。

- 幼稚園や保育園等での幼児教育
- 学力
- 学校外での学習状況
- 中学校卒業後の進路の状況
- 高等学校等卒業後の進路の状況
- 食事の摂取状況
- う歯の状況
- 親の社会的孤立の状況
- 保護者の就労状況
- ひとり親家庭の離婚後の収入

---

<sup>308</sup> 有効客体数が十分であるか、標準誤差が大き過ぎないか等の観点から評価した。

<sup>309</sup> 相関分析はクロス集計よりも高い評価をつけるといったように、分析の質に基づいて段階評価をした。

## 2.2. 先行研究から得られた各状況に関する主な知見

### (1) 保育園・幼稚園等での幼児教育

様々な能力の発達には適切な生育環境が必要である。中には習得に臨界期<sup>310</sup>の制約を受ける学習事項<sup>311</sup>も存在する。これは同じ経験・学習をしても、幼い頃とより成長してからでは、学習が成立する仕組みが異なるからである。ごく幼い頃には、新たな経験・学習をすると、2つの神経細胞がスパイン(dendritic spine)<sup>312</sup>によって繋がり、神経の通り道が形成される。この通り道を電気信号が走り、その度ごとにこの学習の回路は強化されていく。しかし、成長に伴いスパインの動きが鈍くなり、新たな学習回路を作り出すことが難しくなるとされている<sup>313</sup>。したがって、乳幼児期に保育所・幼稚園等に就園し多様な経験・学習を得る教育環境に恵まれることは、後年の学習を促進する可能性がある。

ヘッドスタート計画<sup>314</sup>やペリー就学前教育<sup>315</sup>等の世界的に著名な研究によれば、子供の認知的到達度の格差は公教育入学時の6歳時点で明白であり、学校教育の効率性は、就学前教育に依存していることが示されている。また、40歳時点での収入、持ち家率、生活保護の非受給率とも有意な関連があるとされている<sup>316</sup>(図表3-3)。このように、幼稚園等に就園し良質の就学前教育を享受することは、貧困の予防にもつながると考えられる<sup>317</sup>。

<sup>310</sup> 臨界期仮説：あるものごとの学習には適切な時期が存在し、一定の時期を過ぎると学習が成立しなくなる限界の時期があるとの仮説。(参考：榊原洋一(2004)『子どもの脳の発達 臨界期・敏感期 早期教育で知能は大きく伸びるのか？(講談社+新書)』講談社)

<sup>311</sup> 臨界期の存在が指摘されている学習事項の例として、例えば絶対音感や言語の習得がある。

<sup>312</sup> 神経細胞の樹状突起から突き出ている小区画を指す。

<sup>313</sup> Fields, R. D. (2005). "Myelination: An Overlooked Mechanism of Synaptic Plasticity?" , *Neuroscientist*, 11, 5, pp.528-531.

<sup>314</sup> 低所得世帯に暮らす3~4歳児を対象とした就学前教育。1960年代に米国において導入された保障教育政策、貧困対策の一つである。(出典：添田久美子(2005)『「ヘッド・スタート計画」研究 教育と福祉』学文社)

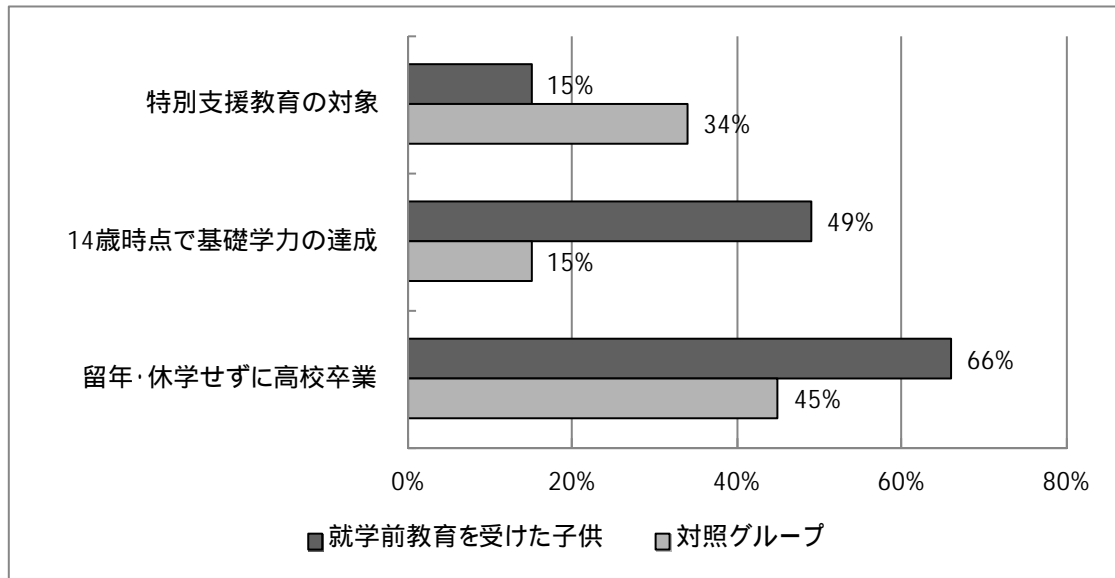
<sup>315</sup> 経済的に恵まれない3歳から4歳のアフリカ系アメリカ人の子供達を対象に、午前中は学校で教育を施し、午後は教師が家庭訪問を行い指導に当たった。この就学前教育は2年ほど続けられ、終了後、この実験の被験者となった子供たちと、就学前教育を受けなかった同じような経済的境遇にある子供たちとの間では、その後の経済状況や生活の質にどのような違いが起きるのか、約40年にわたって追跡調査が行われた。(出典：ベネッセ教育総合研究所(2009)「就学前教育の投資効果から見た幼児教育の意義 就学前教育が貧困の連鎖を断つ鍵となる 大竹文雄[大阪大学社会経済研究所教授]」BRED, 16, 30-32.)

<sup>316</sup> Heckman, J.J.(2013). *Giving Kids a Fair Chance*, The MIT Press. (ジェームズ・J.ヘックマン(2015)『幼児教育の経済学』東洋経済新報社)

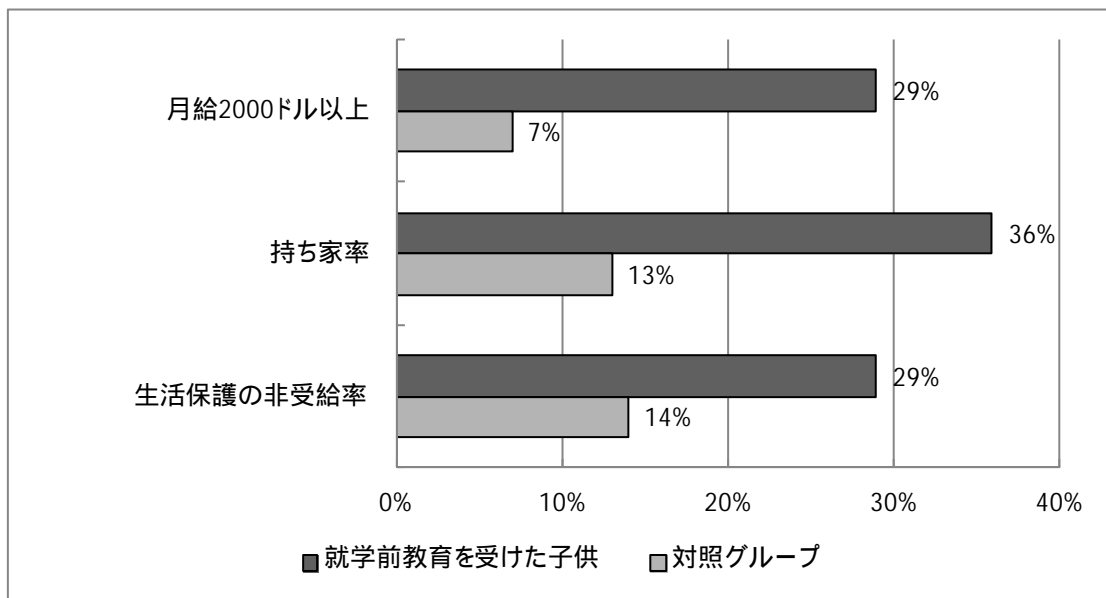
<sup>317</sup> 前掲 315

図表 3-3 ペリー就学前プロジェクトの効果

< 教育的効果 >



< 40歳時点での経済効果 >



出典：Heckman (2015) p.30

Heckman の就学前教育研究結果によると、就学前教育は個人の所得の上昇に直接貢献するだけでなく、当該個人の社会的成功や健康にも寄与する。一方で、我が国においては、ひとり親家庭とその他の世帯の幼児の就園状況に差異があるとの指摘がある。図表 3-4 に示されているように、0-2 歳においては低所得のひとり親世帯の 66.7%が保育所を利用しているが、その他の低所得世帯では 29.9%の利用に留まっている。また、3-5 歳においては、低所得の<sup>318</sup>ひとり親家庭の 83.8%が保育所を利用しているが、その他の低所得世帯の保育園利用率は 48.3%、幼稚園利用率は 40.3%と約半々である<sup>319</sup>。つまり、就学前教育の重要性を踏まえると、まずその状況を把握することが必要であるが、我が国の就学前教育参加率は世帯属性、年齢区分、及び保育園か幼稚園かで大きく差があるため、このような世帯属性別の就園率を把握すべきであると指摘されている<sup>320</sup>。

図表 3-4 子供の年齢、貧困(低所得)・非貧困(非低所得)別、  
世帯類型別の就学前教育保育参加率

							(%)
		父母・祖父母	保育所	幼稚園	他の組み合わせ	計	N
0-2歳	計	61.2	28.7	0.0	10.1	100.0	1,097
	貧困	54.9	32.0	0.0	13.1	100.0	153
	ひとり親と子	22.2	66.7	0.0	11.1	100.0	9
	その他	56.9	29.9	0.0	13.2	100.0	144
	非貧困	62.2	28.2	0.0	9.6	100.0	944
	ひとり親と子	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	3
	その他	62.3	28.1	0.0	9.7	100.0	941
3-5歳	計	6.9	44.4	45.3	3.4	100.0	1,184
	貧困	7.0	55.4	33.3	4.3	100.0	186
	ひとり親と子	2.7	83.8	5.4	8.1	100.0	37
	その他	8.1	48.3	40.3	3.4	100.0	149
	非貧困	6.9	42.4	47.5	3.2	100.0	998
	ひとり親と子	7.1	92.9	0.0	0.0	100.0	14
	その他	6.9	41.7	48.2	3.3	100.0	984

出典：竹沢(2016) p.95

<sup>318</sup> 平成 25 年度国民生活基礎調査を用いた貧困線（122 万円）以下の世帯を低所得世帯とし、貧困の定義としている。

<sup>319</sup> 竹沢純子(2016)「経済面以外の子どもの貧困指標の検討：就学前教育保育参加率の検討」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)『子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究』平成 27 年度総括研究報告書(研究代表者 阿部彩), 90-98.

<sup>320</sup> 同上

## (2) 学力

世帯の所得と子供の学力には明確な関連があることが、以下のように数々の調査研究から示されている。

第一に、就学援助受給世帯において学力に課題のある子供が多い傾向がある。平成19年～平成22年全国学力・学習状況調査<sup>321</sup>の結果報告では、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校のほうが平均正答率が低い傾向があることが指摘されている。また、学力テストの結果のみならず、学力に関わる複数の側面「自らが設定する課題や教員から設定される課題を理解して授業に取り組む」「授業において、自らの考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して、発言や発表を行う」「熱意をもって勉強している」「授業中の私語が少なく、落ち着いている」のいずれにおいても、就学援助率が低い学校の方が学力が高い傾向が認められている(平成28年度同調査)<sup>322</sup>。

次に、主要教科に関わる学力についてみていくと、世帯所得と学力は比例関係にある(図表3-5)。例えば、平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)では、世帯所得が低いほど国語と算数の正答率が低いとの結果が得られている<sup>323,324</sup>。図表3-6及び図表3-7から見て取れるように、小学校6年生、中学校3年生のいずれの学年段階においても、子供の国語・算数(数学)の学力と世帯所得には、統計的に有意な関連が認められている。

<sup>321</sup> 国立教育政策研究所(2007)「平成19年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」  
[https://www.nier.go.jp/tyousakekka/tyousakekka\\_point.pdf](https://www.nier.go.jp/tyousakekka/tyousakekka_point.pdf)

国立教育政策研究所(2008)「平成20年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」  
[http://www.nier.go.jp/08chousakekkahoukoku/01chousakekka\\_houkokusho\\_point.pdf](http://www.nier.go.jp/08chousakekkahoukoku/01chousakekka_houkokusho_point.pdf)

国立教育政策研究所(2009)「平成21年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」  
[http://www.nier.go.jp/09chousakekkahoukoku/01chousakekka\\_houkokusho\\_point.pdf](http://www.nier.go.jp/09chousakekkahoukoku/01chousakekka_houkokusho_point.pdf)

国立教育政策研究所(2010)「平成22年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」  
[http://www.nier.go.jp/10chousakekka/0726CD\\_data/22\\_chousakekka\\_point.pdf](http://www.nier.go.jp/10chousakekka/0726CD_data/22_chousakekka_point.pdf)

<sup>322</sup> 国立教育政策研究所(2016)「平成28年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」  
<http://www.nier.go.jp/16chousakekkahoukoku/16highlights.pdf>

<sup>323</sup> 浜野隆(2014)「家庭環境と子どもの学力(1)家庭の教育投資・保護者の意識等と子どもの学力」国立大学法人お茶の水女子大学編『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響をあたえる要因分析に関する調査研究』, 16-41.

<sup>324</sup> 山田哲也(2014)「社会経済的背景と子どもの学力(1)家庭の社会経済的背景による学力格差:教科別・問題別・学校段階別の分析」国立大学法人お茶の水女子大学編『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響をあたえる要因分析に関する調査研究』, 57-70.

図表 3-5 「世帯収入（税込年収）」と学力の関係

	小6					中3				
	国語A	国語B	算数A	算数B	%	国語A	国語B	数学A	数学B	%
200万円未満	53.0	39.0	67.2	45.7	6.7	69.1	58.6	51.5	30.0	7.5
200万円～300万円	56.8	42.7	70.4	50.8	8.2	71.2	60.9	55.2	33.1	8.6
300万円～400万円	58.4	45.0	73.6	53.3	12.6	73.9	63.4	58.4	35.5	11.8
400万円～500万円	60.6	47.0	75.1	56.2	14.9	74.8	65.2	60.6	37.9	13.3
500万円～600万円	62.7	48.8	77.6	57.9	14.0	76.6	67.6	63.6	40.4	13.7
600万円～700万円	64.8	52.5	80.1	61.3	11.9	77.6	69.2	66.6	43.5	12.1
700万円～800万円	64.9	52.4	79.7	62.2	10.4	78.7	70.9	68.6	46.6	10.2
800万円～900万円	69.6	57.6	83.2	66.0	6.3	79.7	71.8	69.6	48.1	7.0
900万円～1000万円	69.3	55.1	82.7	66.4	5.0	80.9	73.3	71.6	49.9	5.5
1000万円～1200万円	69.6	55.5	83.9	67.9	5.3	81.8	73.9	72.8	52.6	6.0
1200万円～1500万円	70.8	59.4	84.5	67.1	2.6	83.0	75.8	75.1	54.7	2.8
1500万円以上	75.5	61.5	85.6	71.5	2.1	81.8	75.9	73.4	53.4	1.4
合計	62.8	49.5	77.2	58.5	100.0	76.3	67.3	63.5	41.4	100.0

出典：浜野(2014) p.40

図表 3-6 保護者の収入・学歴が学力に与える影響(小6)

算数問題正答率(総計)の規定要因(社会経済的背景の影響力)

	モデル1			モデル2			モデル3			モデル4			モデル5 (学歴にダミー変数[大卒以上=1]を使用)		
	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ
定数(切片)	59.469	0.548	***	34.223	1.452	***	22.753	2.025	***	17.949	1.915	***	61.254	0.588	***
収入(単位:万円)	0.017	0.001	0.261***							0.008	0.001	0.117***	0.009	0.001	0.139***
父親教育年数				2.643	0.099	0.300***				1.548	0.114	0.176***	7.203	0.446	0.177***
母親教育年数							3.532	0.146	0.294***	1.990	0.171	0.166***	6.899	0.664	0.123***
調整済みR <sup>2</sup> 乗値	0.068			0.093			0.087			0.131			0.114		

国語問題正答率(総計)の規定要因(社会経済的背景の影響力)

	モデル1			モデル2			モデル3			モデル4			モデル5 (学歴にダミー変数[大卒以上=1]を使用)		
	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ
定数(切片)	47.972	0.001	***	20.312	1.662	***	9.981	2.120	***	3.148	2.369	***	49.427	0.598	***
収入(単位:万円)	0.017	0.595	0.246***							0.007	0.001	0.107***	0.008	0.001	0.124***
父親教育年数				2.804	0.113	0.303***				1.731	0.116	0.187***	8.008	0.465	0.188***
母親教育年数							3.618	0.154	0.287***	2.047	0.179	0.162***	8.099	0.733	0.138***
調整済みR <sup>2</sup> 乗値	0.060			0.093			0.083			0.128			0.117		

\*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01

注1: Bは非標準化回帰係数であり、独立変数が1単位変化した時のテストの正答率を推計した値である。

注2: SEは標準誤差を指す。

注3: ベータは標準化回帰係数であり、独立変数が正答率に与える影響力の度合いを示す。標準化することとは、変数の平均0、分散1となり、切片はゼロとなる。

出典：山田(2014) p.58



図表 3-7 保護者の収入・学歴が学力に与える影響(中3)

数学問題正答率(総計)の規定要因(社会経済的背景の影響)

	モデル1			モデル2			モデル3			モデル4			モデル5 (学歴にダミー変数[大卒以上=1]を使用)		
	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ
定数(切片)	44.111	0.591	***	14.517	1.724	***	1.487	1.823		-5.485	1.836	***	45.786	0.641	***
収入(単位:万円)	0.021	0.001	0.287***							0.011	0.001	0.151***	0.013	0.001	0.181***
父親教育年数				3.196	0.120	0.318***				1.880	0.116	0.187***	8.516	0.515	0.184***
母親教育年数							4.238	0.135	0.304***	2.349	0.121	0.169***	7.322	0.628	0.104***
調整済みR二乗値	0.083			0.103			0.093			0.150			0.125		

国語問題正答率(総計)の規定要因(社会経済的背景の影響)

	モデル1			モデル2			モデル3			モデル4			モデル5 (学歴にダミー変数[大卒以上=1]を使用)		
	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ	B	SE	ベータ
定数(切片)	66.890	0.418	***	47.190	1.149	***	38.763	1.398	***	38.684	1.436		67.828	0.471	
収入(単位:万円)	0.012	0.001	0.207***							0.006	0.001	0.097	0.007	0.001	0.122***
父親教育年数				2.049	0.083	0.249***				1.313	0.094	0.16	5.777	0.413	0.153***
母親教育年数							2.725	0.104	0.240***	1.506	0.108	0.132	4.691	0.412	0.082***
調整済みR二乗値	0.043			0.064			0.058			0.091			0.074		

注1: Bは非標準化回帰係数であり、独立変数が1単位変化した時のテストの正答率を推計した値である。

注2: SEは標準誤差を指す。

注3: ベータは標準化回帰係数であり、独立変数が正答率に与える影響力の度合いを示す。標準化することとは、変数の平均0、分散1となり、切片はゼロとなる。

出典: 山田(2014) p.58

さらに、世帯類型も子供の学力と関連があるとされている。文部科学省「2013年度全国学力・学習状況調査」の分析から、ひとり親家庭であることは、正答率に対して負の効果をもたらすことが示されている<sup>325</sup>。この点については、PISA2000を分析した結果からも同様の結果が得られており(図表3-8)、ひとり親家庭であることが学力(読解力)に対して負の効果を持つことが確認されている<sup>326</sup>。

図表 3-8 家族構成と読解力

	JPN(F=16.32 <sup>**</sup> )			USA(F=26.06 <sup>**</sup> )		
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差
母不在家族	86	486.2	80.6	73	472.5	107.4
父不在家族	424	517.3	82.0	414	500.9	94.2
二親家族	4252	529.2	78.4	2288	528.6	93.4

\*\* p<.01, \* p<.05, +p<.10

出典: 白川(2010) p.255

<sup>325</sup> 卯月由佳・末富芳 (2015)「子どもの貧困と学力・学習状況：相対的貧困とひとり親の影響に着目して」国立教育政策研究所紀要, 144, 125-140.

<sup>326</sup> 白川俊之 (2010)「家族構成と子どもの読解力形成 - ひとり親家族の影響に関する日米比較 -」理論と方法, 25(2), 249-265.

なお、生活保護世帯に焦点を当てた地方自治体の調査から、生活保護と低学力の相関関係が示されている<sup>327</sup>ことも特筆される。定量調査に加えて定性調査からも、低所得世帯の子供は家庭学習時間がほとんどなく、学力に課題を抱えており、将来展望を描きにくいことから学習意欲が低いとされている<sup>328,329</sup>。このように、生活保護世帯をはじめとした低所得世帯の子供は、学力だけではなく意欲の面でも課題を抱えていると言える。

---

<sup>327</sup> 千葉県検証改善委員会 (2008) 「平成 19 年度『全国学力・学習状況調査』分析報告書」  
<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/kikou/chiba/chiba.pdf>

<sup>328</sup> 盛満弥生(2011)「学校における貧困の表れとその不可視化 生活保護世帯出身生徒の学校生活を中心に」教育社会学研究, 88, 273-294.

<sup>329</sup> 小西祐馬(2003)「生活保護世帯の子どもの生活と意識」教育福祉研究, 9, 9-22.

## (3) 学校外での学習状況

前項においては学力と世帯所得の関係について取り上げたが、学校外での学習状況についても、同様に世帯所得との関連があるとの調査研究結果がある。

収入及び所得の低い世帯の子供とそれ以外の世帯の子供の学校外学習時間を比較すると顕著な違いが認められる<sup>330, 331, 332, 333</sup>。低所得世帯<sup>334</sup>の子供とそれ以外の世帯の子供を比較すると、週日の1日当たりの学校外学習時間が1時間未満の子供は、低所得世帯においては45%であるのに対し、非低所得世帯では26%となっている。週末の1日当たりの勉強時間についても同様の傾向がみられ、1時間未満の子供が、低所得世帯の子供が47%、非低所得世帯の子供が28%となっており、世帯所得と子供の学校外学習時間は比例関係にあることがわかる<sup>335</sup>。

また、出身階層<sup>336</sup>により、努力(学習時間)のみならず意欲にも格差がみられるとの指摘もあり<sup>337, 338</sup>、子供の学習、学力、意欲は学校外学習を介して世帯の経済格差の影響を強く受けることが示されている。

<sup>330</sup> 苅谷剛彦 (2000)「学習時間のメリトクラシー - 努力の不平等とメリトクラシー -」 教育社会学研究, 66, 213-230.

<sup>331</sup> 苅谷剛彦 (2001)『階層化日本と教育危機 - 不平等再生産から意欲格差社会へ -』有信堂

<sup>332</sup> 石田浩 (2012)「相対的貧困世帯と親及び子の行動と意識」内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室『親と子の生活意識に関する調査報告書』, 180-190.

<sup>333</sup> 卯月由佳 (2015)「低収入世帯の子どもへの不利の緩和に学校外学習支援は有効か - 世帯収入が中学生の学校外学習時間に与える効果の分析をもとに -」社会政策, 7(1), 149-160.

<sup>334</sup> 石田(2012)(前掲 332)では、世帯の可処分所得(総収入から税金・社会保険などを差し引いた所得)ではなく、「去年1年間の税込みの世帯所得」を質問しており、世帯総収入から可処分所得を推定している。総収入の回答は、所得の実額ではなく「100万円未満」「100-200万円未満」「200-250万円未満」など一定の所得幅の選択肢の中から選ぶ形であり、可処分所得はこのような所得幅を用いて推定している。世帯構成ごとに、相対的貧困の基準となる「所得幅カテゴリー」を設定し、相対的貧困線を明確に下回る場合のみを相対的貧困として扱っている。本研究では、相対的貧困状態にある世帯を「貧困世帯」、そうでない世帯を「非貧困世帯」として区別している。

<sup>335</sup> 前掲 332

<sup>336</sup> 苅谷は、「父職」「父の学歴」「母の学歴」を出身階層の変数として用いている。

<sup>337</sup> 前掲 330

<sup>338</sup> 前掲 331

#### (4) 中学校卒業後の進路の状況

中学校卒業後、我が国においては多くの子供が高等学校へ進学する。2010年3月に中学校を卒業した子供の98.0%が高等学校等(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校を含む。以下同じ)に進学した<sup>339</sup>。一方で、高等学校等に進学しない者もわずかながら存在する。厚生労働省が2010年4月1日付けで被保護世帯の子供の高等学校進学率を調査<sup>340</sup>した結果、被保護世帯の子供の高校進学率は87.5%であり、全世帯に比べ10.5ポイントもの差が認められている。この背景には、

高等学校等進学に伴う経済的負担、入学試験での失敗、就労による収入増の必要など、経済的困窮に起因する事柄があると指摘されている<sup>341</sup>。また、被保護世帯の子供の高等学校等進学率と全世帯の進学率は、都道府県間においても大きな差異がある。差が最も大きいのは佐賀県(26.5%)であり、香川県(23.0%)、愛媛県(22.1%)、栃木県(21.1%)、富山県(20.8%)、愛知県(同左)がそれに続いている。他方、福井県は一般世帯の高校進学率が98.7%、被保護世帯の高校進学率が100%と差が逆転しており<sup>342</sup>、被保護世帯の子供の高等学校等進学率は、世帯の家計状況だけではなく、居住する地域の施策又は制度運用の実情によって影響を受けている可能性が指摘されている<sup>343</sup>。

また、高等学校へ進学したとしても中途退学してしまうケースもあり、高等学校中途退学と世帯類型及び世帯所得との関係も数々の調査研究から伺い知ることができる。例えば、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」<sup>344</sup>によれば、近年、経済的理由により高等学校を中途退学する者が私立学校に多く(図表3-9)、課程別では、定時制において突出して中途退学者が多いことがわかる(図表3-10)。さらに、高等学校中途退学者<sup>345</sup>の世帯類型について見ると、中途退学者にお

<sup>339</sup> 文部科学省(2010)「学校基本調査-平成22年度(確定値)結果の概要」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k\\_detail/1300352.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1300352.htm)

<sup>340</sup> 厚生労働省「生活保護の現状等について」(日付なし。第1回生活保護制度に関する国と地方の協議への提出資料)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001dmw0-att/2r9852000001do56.pdf>

<sup>341</sup> 中嶋哲彦(2013)「貧困を理由に誰ひとり排除しない教育制度を目指して」貧困研究 11, 10-18.

<sup>342</sup> 前掲 340

<sup>343</sup> 前掲 341

<sup>344</sup> 文部科学省初等中等教育局児童生徒課(2016)「平成27年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』(速報値)について」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/10/\\_icsFiles/afieldfile/2016/10/27/1378692\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/10/_icsFiles/afieldfile/2016/10/27/1378692_001.pdf)

<sup>345</sup> 内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室(2011)「若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)報告書(解説版)」

<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/school/kaisetsu.html>

平成23年3月の結果に基づいており、本調査においては全日制、定時制(夜間を主とする場合)、

けるひとり親世帯の割合は、母子世帯の子供が21.1%、父子世帯の子供が3.5%であり、国勢調査に基づく15歳以上20歳未満の子供がいる親族世帯に占める母子世帯の割合5.8%及び父子世帯の割合3.5%と比べると、高等学校中途退学者に占めるひとり親世帯の割合が高いとの調査結果もある<sup>346</sup>(図表3-11)。

図表3-9 経済的理由による高等学校中途退学者の割合の推移

	H25	H26	H27
国立	0.0%	0.0%	0.0%
公立	0.8%	0.7%	0.7%
私立	4.8%	4.9%	6.3%
合計	2.2%	2.3%	2.7%

出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課(2016)p.105

図表3-10 課程別中途退学者の推移

	H25	H26	H27
全日制普通科	1.0%	0.9%	0.8%
全日制専門学科	1.6%	1.3%	1.1%
全日制総合学科	1.6%	1.4%	1.3%
定時制	11.5%	11.1%	10.0%
通信制	5.3%	5.2%	5.4%

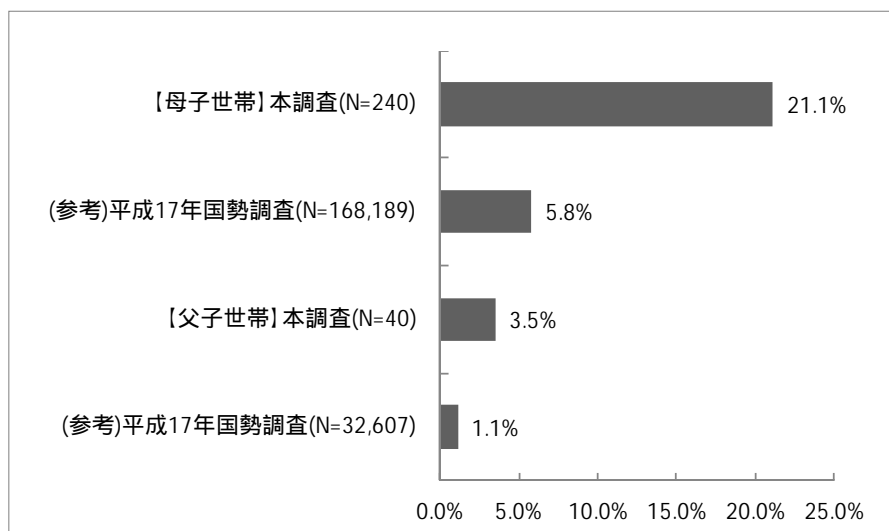
出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課(2016)p.109 掲載の図表の一部を抜粋

図表3-11 高等学校中途退学者におけるひとり親世帯の割合

定時制(昼間を主とする場合)高等学校を中退してからおおむね2年以内の者を対象としている。

<sup>346</sup> 宮本みち子(2011)「家庭の貧困と高校中途退学」パネルディスカッション『子どもの貧困問題について - 地域・社会的養護及び学校の現場から子どもの貧困を考える - 』(2011年12月10日)において使用された参考資料

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/symposium/ikidurasa/pdf/s1.pdf>



出典：宮本(2011) p.10

高等学校<sup>347</sup>中途退学がフリーターや若年無業者等社会的に弱い立場に陥るリスクを高める大きな要因となっていることは、政府の会議(内閣府子供・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議<sup>348</sup>)においても指摘されたことがある<sup>349</sup>。1998年度以降、理容師や自動車整備に関する資格等、高等学校卒業を必要条件とする資格が増えているとされ<sup>350</sup>、高等学校への非進学、もしくは中途退学により「中卒」の学歴に留まることは、将来のライフチャンス<sup>351</sup>を狭めることにつながりかねない。一例として、平成25年度都立高校中途退学者等追跡調査<sup>352</sup>から、特に定時制高校の中途退学者は非正規雇用に就く者が多いことが示されている(図表 3-12)。中途退学後も非正規雇用に残り不安定な雇用形態、収入が続くことになれば、将来的な貧困につながりやすくなる。内閣府「若者の意識に関する調査(高校中途退学者の意識に関する調査)」<sup>353</sup>によれば、「高校を辞めたことを後悔している」中途退学者は23.7%にとどまっているが、「中途退学後、高卒の資格は必要だと考えた」のは78.4%に上っている。このように、就業や希望するキ

<sup>347</sup> 高等学校(全日制・定時制・通信制)を指す。

<sup>348</sup> 子ども・若者育成支援推進法により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援が必要であり、このような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして、地方公共団体に、「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされている。内閣府子供・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議では、この協議会の運営の方策が検討された。

<sup>349</sup> 内閣府子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議(2010)「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために」  
<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/shien/pdf/honpen.pdf>

<sup>350</sup> 鷹咲子(2010)「子ども・若者の貧困と教育の機会均等」経済のプリズム, 83, 1-14.

<sup>351</sup> ライフチャンスの定義：前掲 60

<sup>352</sup> 東京都教育委員会(2013)「『都立高校中途退学者等追跡調査』報告書」  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2013/03/DATA/60n3s302.pdf>

<sup>353</sup> 前掲 345

キャリアの実現のために、高等学校を卒業していることが大きな意味をもっていることが、当事者からも実感として認識されていることが分かる。

図表 3-12 学校層別にみた中途退学者の進路

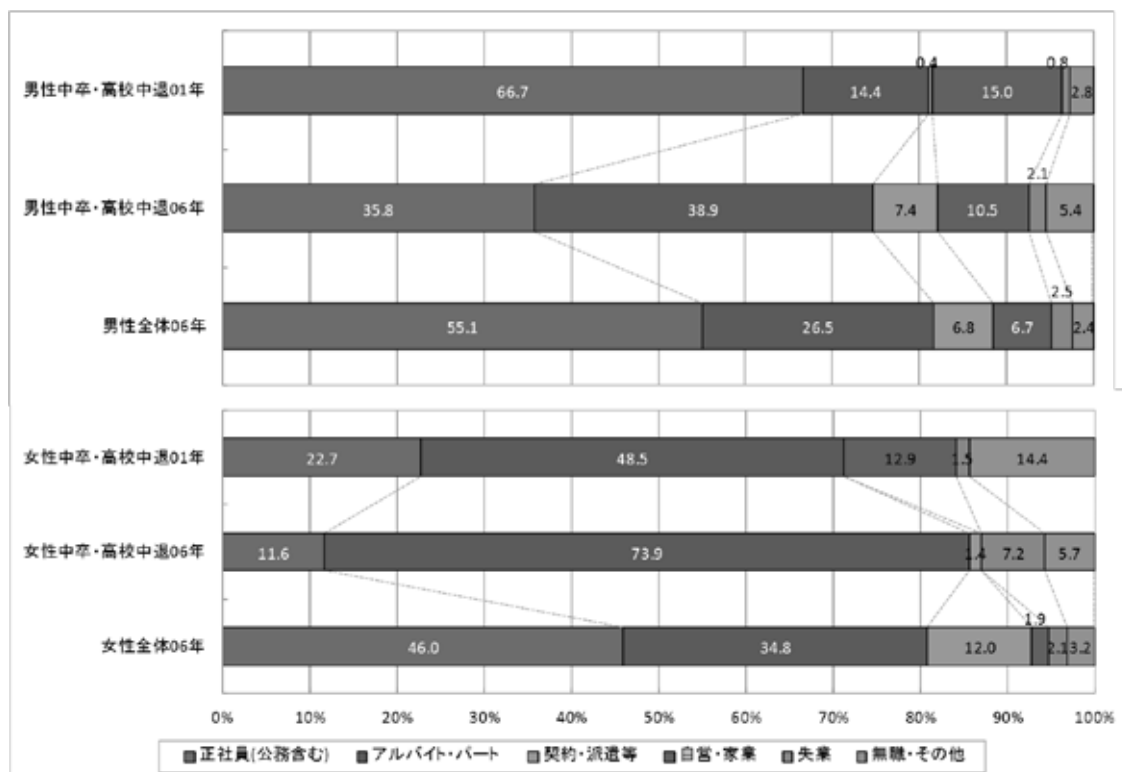
		1	2	3	4	5	計
		全日制	定時制	通信制	専門学校	大学	
1	正社員	0	0	1	0	0	1
2	非正規等	6	30	74	23	10	143
3	家事育児	2	1	1	3	3	10
4	働いていないし、求職もしていない	9	15	19	8	8	59
計		17	46	95	34	21	合計 213

出典：東京都教育委員会(2013)p.15

2001年と2006年を比較すると、2001年では高等学校中途退学又は中学校卒業でも7割前後が正規社員になったが、2006年になると2001年の半分にまで減った(図表3-13)との調査結果もあり<sup>354</sup>、高等学校への非進学者や中途退学者を取り巻く就業状況は近年、より厳しいものとなっている様子が伺える。

<sup>354</sup> 前掲 350

図表 3-13 東京に暮らす若者の学歴別就業状況 (%)



注: 調査対象は、東京都(島を除く)の18~29歳の若者2000人(正規課程の学生と専業主婦を除く)。  
出典: 鷹(2010)p.4

また、内閣府「若者の意識に関する調査(高校中途退学者の意識に関する調査)」<sup>355</sup>の報告書によれば、高等学校中途退学者の父親で短大、大学を卒業したの割合は16.2%と、35歳から49歳までの一般男性の短大、大学の卒業率40.0%と比較して、半分以下であった。経済格差に加え、親の学歴格差も子供に引き継がれている可能性がある。

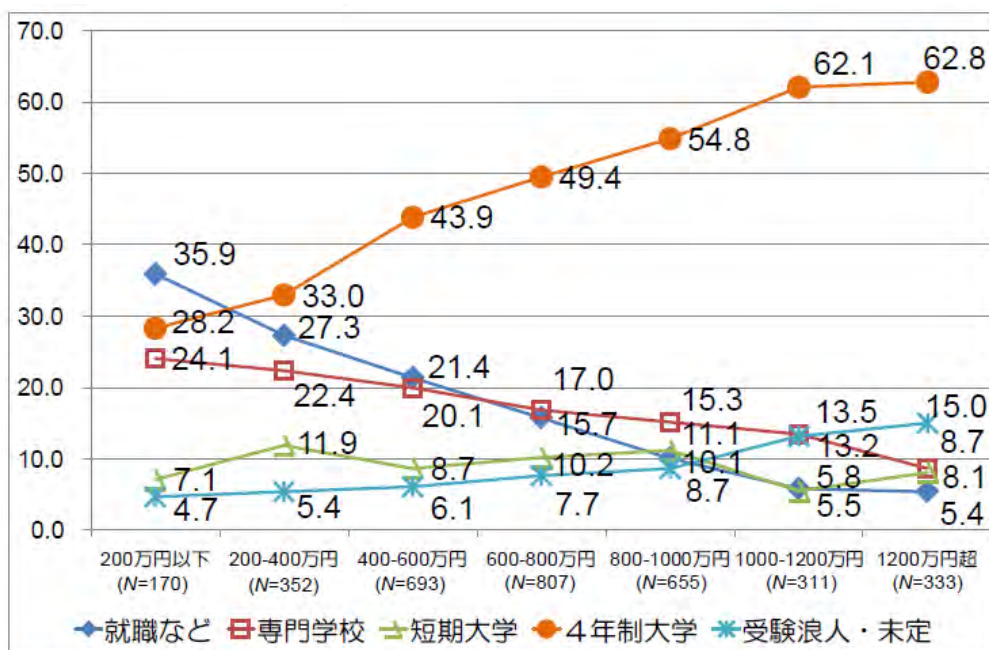
<sup>355</sup> 前掲 345



(5) 高等学校等卒業後の進路の状況

高校生の進路決定は、学力だけでなく世帯の経済力に規定されることが多くの研究から示されている<sup>356, 357, 358, 359</sup>。図表3-14は、高校生の進路を世帯年収別に示したものである。大学への進学率は世帯所得に比例して上昇するが、対照的に専門学校への進学や就職は下降している。また進学先としては、低所得世帯の子供ほど専門学校を選択している様子がうかがえる。なお、短期大学への進学については、世帯所得に関わらずほぼ一定の率を示している。<sup>360</sup>このように、世帯の所得は大学等高等教育機関への進学率のみならず、進学先の学校種、そして就職の選択との関連が見受けられる。

図表3-14 両親年収別の高校卒業後の進路（所得階級7区分）



出典：東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター(2007) p.3

注1：「両親年収」は「保護者調査」(2005年11月)問25を用い、父母それぞれの税込年収に中央値をわりあて(例えば、「500～700万円未満」なら600万円)、合計したものを元としている。無回答は欠損値として扱った。ただし、父親(又は母親)の年齢・職業・学歴・年収の全てが無回答という回答者については、「父親(又は母親)がいない」ものとみなし、父親(又は母親)の年収はゼロ円とした。

<sup>356</sup> 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター (2007)「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/resource/crumphsts.pdf>

<sup>357</sup> 矢野真和 (2007)「高校生の進学行動と大学政策」IDE 現代の高等教育, 489, 13-19.

<sup>358</sup> 藤村正司 (2009)「大学進学における所得格差と高等教育政策の可能性」教育社会学研究, 85, 27-48.

<sup>359</sup> 四方理人 (2007)「子供の教育格差 教育費と高等教育への進学」樋口美雄, 瀬古美喜, 慶應義塾大学経商連携 21世紀COE編『経済格差変動の実態・要因・影響(日本の家計行動のダイナミズム ; 3)』慶應義塾大学出版会, 223-239.

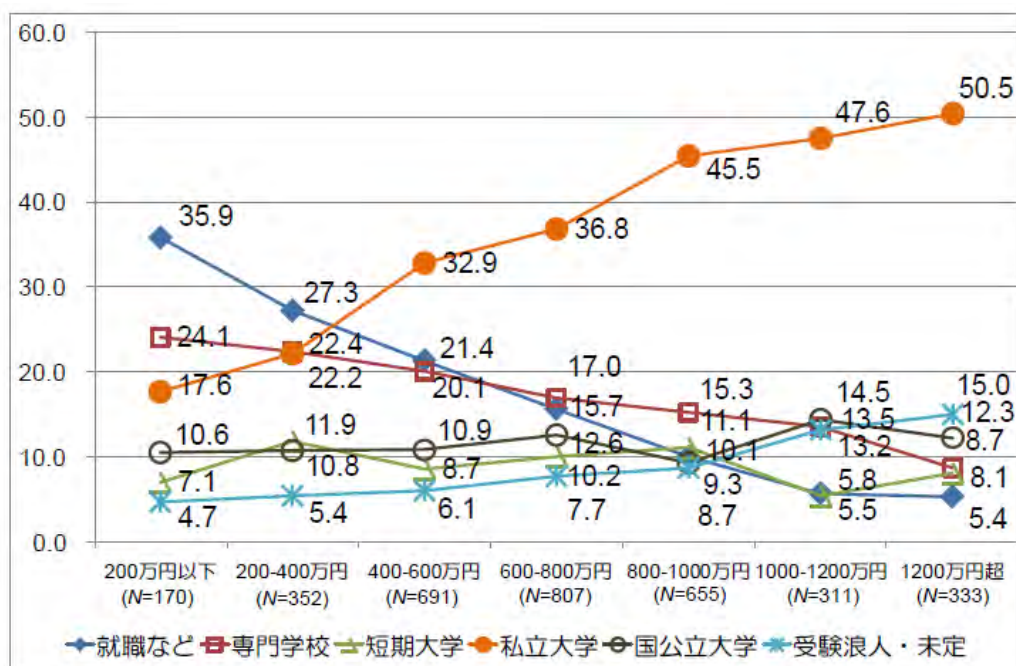
<sup>360</sup> 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター (2009)「高校生の進路と親の年収の関連について」<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/resource/crump090731.pdf>

注2: 「進路」は、「第2回 高校生の進路選択に関する調査」(2006年3月)問1(4月からの進路)を用いた。無回答は欠損値として扱った。「就職など」には就職、進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い・主婦、その他を含む。「専門学校」には各種学校を含む。

注3: 進路の構成比(割合)の数値は、「『高校生の進路追跡調査 第1次報告書』正誤表」(2008年5月、東京大学 大学経営・政策研究センターホームページに掲載)による修正後のもの。

なお、大学進学を選択した者についても、国公私立別にみると世帯所得により大きな差異がある(図表 3-15)。私立大学への進学は、家計所得 1000 万円以上の高所得層(第 1 分位)では 47.6%と半数近くに達しているが、200 万円以下の低所得層(第 7 分位)では 17.6%と高所得層の半分以下に留まっている。一方で国公立大学の場合には、所得階層による差はほとんどない。国公立大学は所得階層に関わらず、教育機会を提供していることを示していると考えられる<sup>361</sup>。

図表 3-15 両親年収別の高等学校卒業後の進路(所得階級7区分 国公立・私立別)



出典: 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター(2007) p.4

高等学校卒業後 4 年以内という一定の期間を含めて子供の状況を調査した研究もある。図表 3-16 から、男女共に所得階層が高くなるほど大学・短大在学割合が高くなっていることがわかる。このことから、所得上位層においては大学進学に対する金銭的制約が存在せず、大学の選択が行えている一方で、中位以下の所得階層においては、金銭的制約が進学に影響している可能性がある<sup>362</sup>と指摘されている。

<sup>361</sup> 前掲 356

<sup>362</sup> 前掲 359

また、進路選択に当たっては性差も見受けられ、女子の特徴として、高所得層において専門・専修学校に通う割合が低くなっている。第1分位の高所得層においては7%であるのに対し、第2分位では12%、第3分位においては最多の22%となっている(図表3-16)。また、男女共に低所得層において子供が就業する割合が高くなっているが、その傾向は女子において顕著であり、とりわけ女子の教育機会が親の所得により大きな影響を受けていると考えられる<sup>363</sup>。

図表3-16 世帯収入階層別にみた子供の就学・就業状態：男女、高校卒業後4年以内

収入五分位	(%)													
	男子		女子		男子		女子		男子		女子		計	
大学・短大	40	32	46	41	57	52	62	60	60	65	53	50		
専門・専修学校	15	12	13	22	10	13	15	9	10	7	12	12		
働いている	45	57	41	37	34	34	23	31	30	27	34	38		
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
サンプル数	(110)	(138)	(124)	(119)	(134)	(122)	(131)	(133)	(126)	(113)	(625)	(625)		

出典：四方(2007) p.234

なお、子供が「就業」「大学・短大在学」「専修・専門学校在学」という3つのうちのどの状態にあるのか、多項ロジット分析によりさらに詳細な検討を行った結果が図表3-17である。世帯所得が高いほど大学・短大在学確率は上昇し、また専門・専修学校在学確率も上昇するが、世帯所得が上がるにつれて下降すると見られる<sup>364</sup>。

親の教育水準も、子供の教育機会に格差をもたらす一要因となっている。高等教育への進学について、親の所得が高くなるにつれ子供の大学・短大進学確率は高まる。しかし両親が大学・短大卒の場合には世帯所得により進学率が直線的に上昇するが、両親が高卒の場合には一定以上の所得を過ぎると進学率の上昇が頭打ちになっている(図表3-18)<sup>365</sup>。

<sup>363</sup> 同上

<sup>364</sup> これは図3-17において、等価世帯所得の相関係数が正に有意であること及び等価世帯所得2乗の相関係数が負に有意であることから言える。

<sup>365</sup> 同上

図表 3-17 子供の就学・就業状態に関する多項ロジット分析：男女計、各調査時点において高校卒業後4年以内の子供が対象（KHPS2004、2005、2006をプール<sup>366</sup>）

	大学・短大 vs 就業		専門・専修学校 vs 就業	
	Coef.	z値	Coef.	z値
女性ダミー	0.42	(1.33)	0.14	(0.37)
等価世帯所得	0.66**	(3.25)	0.53*	(2.03)
等価世帯所得2乗	-0.05**	(-2.68)	-0.05*	(-1.97)
父親大学・短大卒ダミー	0.43	(0.44)	3.92***	(3.61)
母親大学・短大卒ダミー	2.22**	(2.27)	-1.16	(-0.87)
等価世帯所得×父親大学・短大卒	0.19	(0.48)	-1.57**	(-3.24)
等価世帯所得2乗×父親大学・短大卒	-0.03	(-0.71)	0.14**	(2.99)
等価世帯所得×母親大学・短大卒	-0.89*	(-2.26)	0.72	(1.31)
等価世帯所得2乗×母親大学・短大卒	0.10**	(2.73)	-0.06	(-1.16)
父親年齢	0.03	(1.05)	0.03	(0.83)
父親と母親の年齢差	-0.04	(-1.24)	-0.07+	(-1.17)
高校卒業後1年目				
高校卒業後2年目	-0.19	(-0.76)	-0.37	(-1.24)
高校卒業後3年目	-0.38	(-1.49)	-2.19***	(-4.75)
高校卒業後4年目	-0.70*	(-2.25)	-2.71***	(-5.14)
高校卒業後2年目×女性	-0.27	(-0.82)	-0.52	(-1.19)
高校卒業後3年目×女性	-1.04**	(-2.75)	0.22	(0.36)
高校卒業後4年目×女性	-0.67+	(-1.69)	0.32	(0.45)
定数項	-2.49+	(-1.87)	-2.43	(-1.50)
サンプルサイズ	1160			
log pseudo-likelihood	-991.36016			

注：ロバスト・スタンダードエラーを推計。

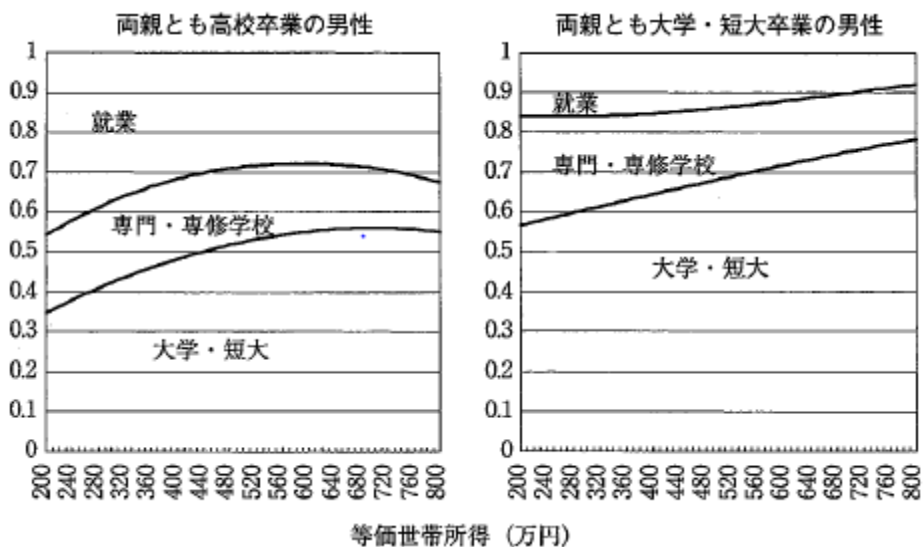
†…基準カテゴリー

\*\*\*…有意水準 0.001、\*\*…有意水準 0.01、\*…有意水準 0.05、+…有意水準 0.1

出典：四方(2007) p.235

<sup>366</sup> KHPSとは慶應義塾家計パネル調査を指す。

図表 3-18 親の所得と教育水準別にみた男子の就業・就学状態のシミュレーション



注: シミュレーションの仮定として、その他の変数は、父親の年齢、父親と母親の年齢差はそれぞれ平均値を当てはめており、高校卒業後の変数は2年目とした。  
 出典: 四方(2007) p.236

つまり、親の教育水準により大学・短大在学確率の水準が異なっているだけでなく、親の教育水準により大学・短大在学確率と世帯所得との関係も異なってくる。まず両親とも高校卒である場合であるが、等価所得が700-800万円の上位の水準であっても、両親が大学・短大卒の場合における等価所得が下位の200万円と同水準の大学・短大在学確率に留まっている。そして世帯所得が上昇するにつれ、大学・短大在学確率の上昇幅は逡減する。対照的に、両親が大学・短大卒の場合には、大学・短大在学確率は世帯所得の上昇につれて減少することなく直線的に上昇している。また、専門・専修学校在学については、両親が高校卒の場合にはどの所得階層でも専門・専修学校在学確率がほぼ一定の水準となっているが、両親が大学・短大卒の場合、専門・専修学校在学確率は低所得層において高く、世帯所得が上昇するにつれ低下している。就業については、両親が大学・短大卒の場合において世帯所得が上昇するにつれ就業確率は低下する。一方、両親が高校卒の場合は、世帯所得が上昇するにつれ就業確率は低くなるが、等価世帯所得が500万円を超えると就業確率の上昇が見られる。

## (6) 食事の摂取状況

子供の食事や栄養の摂取の状況についても、世帯所得により差異があることが指摘されている。例えば 21 世紀出生児縦断調査を用いて所得と 7 歳児の朝食欠食の関連を調べたところ、低所得群はそうでない群に比して朝食欠食の割合が 1.80 倍高いとされている<sup>367</sup>。朝食の摂取頻度に焦点を当て小学校 5 年生を対象に実施した調査においても、摂取頻度が週 4 ~ 5 日以下である子供の割合を低収入世帯と非低収入世帯で比較したところ、統計的に有意な差異が認められたことが報告されている<sup>368</sup>。

朝食欠食者は他の生活習慣にも課題を抱えがちであり、夕食時刻が不規則、夜食をたくさん取る、歯磨きを毎日しない、排便を毎日しない等、望ましくない習慣が多く見られるとされ、例えば、就寝時刻は朝食欠食者は平均 45 分遅く、平均睡眠時間も 30 分以上短かったと報告されている<sup>369</sup>。また起床時刻、就寝時刻共に朝食欠食者で遅くなっており<sup>370</sup>、統計的に有意な差が認められている<sup>371</sup>。

さらには、朝食を欠食している児童・生徒の学力<sup>372,373,374,375</sup>や学習時間<sup>376</sup>、学習効率<sup>377</sup>、体力レベル<sup>378</sup>が、そうではない児童・生徒に比して低いことが指摘されている。平成 21

<sup>367</sup> 藤原武男 (2015)「子どもの貧困をモニタリングできる健康指標の検討」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業(政策科学推進研究事業)『子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究』平成 26 年度総括研究報告書(研究代表者 阿部彩), 143-154.

<sup>368</sup> 石田裕美他 (2015)「世帯の社会経済状態と子どもの食生活と栄養状態との関連: 児童の食生活」厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業)『日本人の食生活の内容を規定する社会経済的要因に関する実証的研究』平成 24-26 年度総合研究報告書(研究代表者 村山伸子), 79-87.

<sup>369</sup> 鈴木恵美子他(2007)「小学生の朝食欠食が生活習慣や健康状態に及ぼす影響」福岡女子大学人間環境学部紀要, 38, 43-49.

<sup>370</sup> 春木敏・川畑徹朗(2005)「小学生の朝食摂取行動の関連要因」日本公衆衛生雑誌, 52(3), 235-245.

<sup>371</sup> ここで挙げた生活習慣に加えて、用いられている統計調査の信頼性が十分とは言えないものの、朝食の欠食は家族との共食やコミュニケーションを取る機会にも悪影響があるという指摘をする調査研究も存在する。(鳥咲子(2011)「未納問題から考える学校給食 子どもの食のセーフティネット」経済のプリズム, 87, 10-26.)

<sup>372</sup> 文部科学省 国立教育政策研究所(2010)「平成 21 年度 全国学力学習・状況調査【小学校】報告書」

<sup>373</sup> 文部科学省 国立教育政策研究所(2010)「平成 21 年度 全国学力学習・状況調査【中学校】報告書」

<sup>374</sup> 野々上敬子・平松清志・稲森義雄 (2008)「中学生の生活習慣および自覚症状と学業成績に関する研究-岡山市内 A 中学校生徒を対象として-」学校保健研究 50(1), 5-17.

<sup>375</sup> 国立教育政策研究所教育課程研究センター(2005)「平成 15 年度小・中学校教育課程実施状況調査結果の概要」[https://www.nier.go.jp/kaihatsu/katei\\_h15/H15/0300100000007001.pdf](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/katei_h15/H15/0300100000007001.pdf)

<sup>376</sup> 野田龍也他(2011)「小学生・中学生・高校生の朝食欠食と学習時間の関係」厚生の指標, 58(15), 1-6.

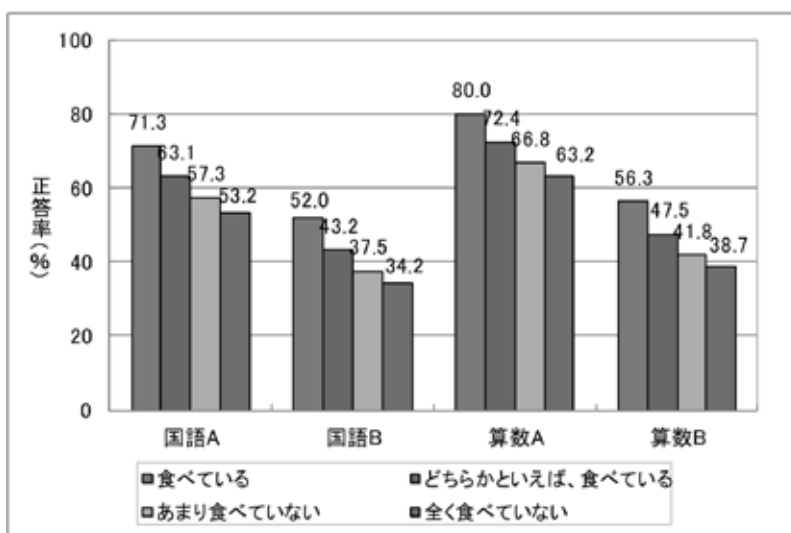
<sup>377</sup> 森山三千江・小島茂義 (2012)「朝食欠食が及ぼす身体・気分尺度への影響: 児童と大学生の比較から」日本未病システム学会雑誌, 18(2), 85-88. s

<sup>378</sup> 文部科学省(2009)「平成 21 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

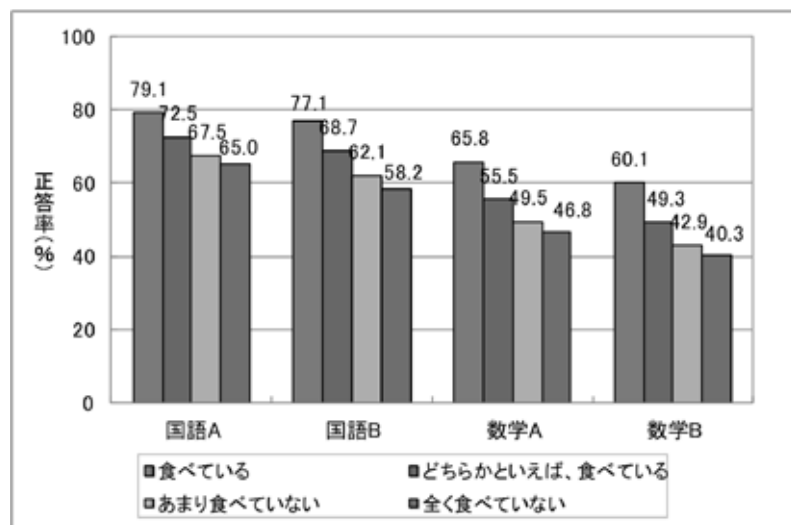
年度全国学力・学習状況調査<sup>379</sup>においては、子供の学力と朝食摂取の関連が示されており(図表 3-19)、朝食摂取をはじめ望ましい生活習慣の確立は、学力の向上につながる可能性も考えられる。

図表 3-19 朝食摂取と学力の相関

< 小学校 >



< 中学校 >



出典: 国立教育政策研究所(2009)p.18

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/kodomo/zencyo/1287864.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kodomo/zencyo/1287864.htm)

<sup>379</sup> 国立教育政策研究所(2009)「平成 21 年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」

[http://www.nier.go.jp/09chousakekkahoukoku/01chousakekka\\_houkokusho\\_point.pdf](http://www.nier.go.jp/09chousakekkahoukoku/01chousakekka_houkokusho_point.pdf)

朝食の欠食は、子供たちの心身の状態とも関連がみられる<sup>380</sup>。朝食を欠食する児童・生徒の方がそうではない児童・生徒に比して不定愁訴をはじめとする疲労自覚<sup>381,382</sup>、体調不良感を抱く傾向が高く<sup>383,384</sup>、自身が元気であると自覚している者の割合が低い。朝食の摂取と自尊心(self-esteem)<sup>385,386,387</sup>、自己効力感(self-efficacy)<sup>388,389</sup>の関連を指摘する研究も存在する。健康かつ健全な心身の発達に向けても、朝食摂取は効果がある可能性があると言えよう。

なお、朝食の摂取状況は所得や世帯類型の影響を受けていることも示されている。平成 25 年度「全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)」(文部科学省)の分析から、貧困世帯<sup>390</sup>やひとり親世帯において、朝食を毎日食べている割合が低くなっていることが示されている<sup>391</sup>(図表 3-20)。

---

<sup>380</sup> 吉岡有紀子 (2008)「子どもの朝食欠食と食育」小児科臨床,61(7), 1464-1475.

<sup>381</sup> 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課(2002)「児童生徒の心の健康と生活習慣に関する調査：報告書」

<sup>382</sup> 池田順子他 (1994)「中学生の食生活、生活習慣と血液性状および疲労自覚症状との関連」日本栄養・食糧学会誌,47(2), 131-138.

<sup>383</sup> 志垣瞳他(2001)「幼児の健康と食生活に関する研究」帝塚山大学部紀要,38, 103-114.

<sup>384</sup> 玉井浩他(2008)「子どもの朝食欠食について考える」日本小児栄養消化器肝臓学会雑誌,22(1), 22-32.

<sup>385</sup> 村松常司他(2000)「小学生の健康習慣とセルフエスティームに関する研究」教育医学, 45(4),832-846.

<sup>386</sup> 前掲 370

<sup>387</sup> 前掲 373

<sup>388</sup> 岡村佳代子他(2009)「小学校高学年児童の生活リズムと朝食摂取との関連性」大阪教育大学紀要 第 部門,57(2),37-47.

<sup>389</sup> 森山三千江・本山ひふみ(2013)「食まるファイブによる食育がもたらす児童の意識・行動の変化」日本家庭科教育学会大会例会、セミナー研究発表要旨集 56(0), 11.

<sup>390</sup> 厚生労働省が採用している相対的貧困の定義に倣い、等価可処分世帯収入がその中央値の半分未満の世帯を相対的貧困の状態にあると定義している。

<sup>391</sup> 前掲 325



図表 3-20 世帯種、経済状況別にみた子供の朝食摂取の状況

小6	全世帯	非貧困世帯	貧困世帯	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯	親不在世帯
朝食を毎日食べている(%)							
している	90.4	91.3	83.8	91.6	83.0	87.7	75.0
	(0.3)	(0.4)	(1.1)	(0.3)	(1.1)	(2.2)	(9.4)
どちらかといえばしている	6.4	5.9	9.9	5.7	10.4	8.7	16.5
	(0.3)	(0.3)	(0.9)	(0.3)	(0.9)	(1.9)	(8.4)
あまりしていない/全くしていない	3.2	2.8	6.3	2.7	6.6	3.5	8.5
	(0.2)	(0.2)	(0.8)	(0.2)	(0.7)	(1.2)	(5.9)
中2							
朝食を毎日食べている(%)							
している	86.3	87.6	78.1	88.0	78.7	78.7	86.6
	(0.3)	(0.3)	(0.9)	(0.3)	(0.8)	(1.9)	(4.1)
どちらかといえばしている	8.8	8.0	14.0	7.9	12.8	13.4	11.2
	(0.2)	(0.2)	(0.8)	(0.2)	(0.7)	(1.7)	(3.9)
あまりしていない/全くしていない	4.9	4.4	7.9	4.1	8.5	7.9	2.2
	(0.2)	(0.2)	(0.6)	(0.2)	(0.6)	(1.2)	(1.2)

注1: ウェイト調整後の推定値。( )内の数値は標準誤差。

注2: 等価可処分世帯所得が、平成24年度「国民生活基礎調査」による等価可処分所得の中央値の半分未満の世帯を「貧困世帯」、半分以上の世帯を「非貧困世帯」としている。

出典: 卯月・末富(2015) p.129-130 から一部抜粋

また、収入及び所得の低い世帯の子供は、食生活が不規則であり、栄養摂取の偏りがあることが指摘されている<sup>392,393</sup>。食事回数が少ない、食品群別摂取量では乳製品、果物、魚が少なく肉類、ソフトドリンクが多い、栄養素摂取量ではカルシウム、ビタミンD、たんぱく質エネルギー比率が少なく炭水化物エネルギー比率が高いといった特徴があると指摘されている<sup>394</sup>。世帯年収が貧困基準<sup>395</sup>以下の世帯の子供が貧困基準より上の世帯の子供より摂取量が少なかった栄養素はたんぱく質、ビタミン、ミネラル類、不溶性食物繊維、食品群は魚介類、乳類であった。一方で、貧困基準以下の世帯の児童で摂取量が多かったのは炭水化物、穀類エネルギー比率であり<sup>396</sup>、主食に食事が偏っていると

<sup>392</sup> 前掲 368

<sup>393</sup> 村山伸子他(2015)「世帯の社会経済状態と子どもの食生活・栄養状態との関連：児童の食物摂取状況」厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業)『日本人の食生活の内容を規定する社会経済的要因に関する実証的研究』平成24-26年度総合研究報告書(研究代表者村山伸子), 89-95.

<sup>394</sup> 村山伸子・山本妙子(2013)「世帯の経済状態と子どもの食事・栄養状態との関連に関する文献レビュー」厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業)『日本人の食生活の内容を規定する社会経済的要因に関する実証的研究』平成24年度総括・分担研究報告書(研究代表者村山伸子), 117-122.

<sup>395</sup> 等価可処分世帯所得が、平成24年度「国民生活基礎調査」による等価可処分所得の中央値の半分未満の世帯を「貧困世帯」、半分以上の世帯を「非貧困世帯」としている。

<sup>396</sup> 前掲 393

推察される。

以上のように、家庭の事情により朝夕の食事を十分にとれない子供も少なくないことから、公立学校における給食が、子供の食のセーフティネットとなっているとの指摘<sup>397, 398</sup>があることも特筆される。

---

<sup>397</sup> 鷹咲子(2016a)「学校給食と子どもの貧困」 跡見学園女子大学マネジメント学部紀要, 21, 81-96.

<sup>398</sup> 鷹咲子(2016b)「学校給食と子どもの貧困——公立中学校の完全給食実施の必要性と課題」 跡見学園女子大学マネジメント学部紀要, 22, 65-86.

## (7) う歯の状況

世帯所得(支出)と子供のう歯割合には関連があり<sup>399,400,401,402</sup>、学齢期の永久歯う蝕経験は、等価家計支出<sup>403</sup>が低いほど多いとの指摘がある<sup>404</sup>。

例えば、21世紀出生児縦断調査を用いて低所得と3.5歳児の歯科受診に至ったう歯の有無を調べたところ、低所得層<sup>405</sup>が歯科受診に至ったう歯の割合は19.1%、非低所得層は17.8%と低所得層は非低所得層に比べう歯を有する割合が有意に高い( $p=0.015$ )。低所得層がう歯があっても歯科受診をしない傾向があるとされている<sup>406,407</sup>ことを考慮すれば、低所得う歯はこの結果よりも強い関係にある可能性も考えられる。また、「まちと家族の健康調査(J-SHINE)」を用いて世帯収入と未就学児のう歯の関連を調べると、年収が300万円未満になると急激にう歯の本数が増える傾向にあった(図表3-21)。年収が300万円以上では1本以上のう歯がある割合は約10%であるが、300万円未満では26%に上っている。所得とう歯の間にはしきい値があり、一定の所得以下になると急激にう歯のリスクが高まっている可能性が指摘されている。また7歳児のいる世帯について、所得と子供の歯科受診に至ったう歯の有無を調べたところ、低所得層が歯科受診に至ったう歯の割合は41.4%、非低所得層は39.8%と、低所得世帯のほうが統計的に有意に高かったものの、大きな差は見られなかった( $p=0.025$ )。これは、う蝕の受診についての歯科医や地方自治体による行政報告ではなく、調査対象者が自己判断したために、低所得世帯のう歯の割合が過小評価されているためではないかと推測されている<sup>408</sup>。

<sup>399</sup> 前掲 367

<sup>400</sup> 駒村康平(2009)『大貧困社会』角川SSC新書

<sup>401</sup> 相田潤(2010)「口の中にも経済・教育格差」月刊保団連,1018,17-21.

<sup>402</sup> 相田潤・安藤雄一・柳澤智仁(2016)「ライフステージによる日本人の口腔の健康格差の実態：歯科疾患実態調査と国民生活基礎調査から」口腔衛生学会雑誌,66(5),458-464.

<sup>403</sup> 世帯票に記録されている調査対象世帯の1ヶ月間の家計支出を世帯員数の平方根で割った数値。

<sup>404</sup> 同上

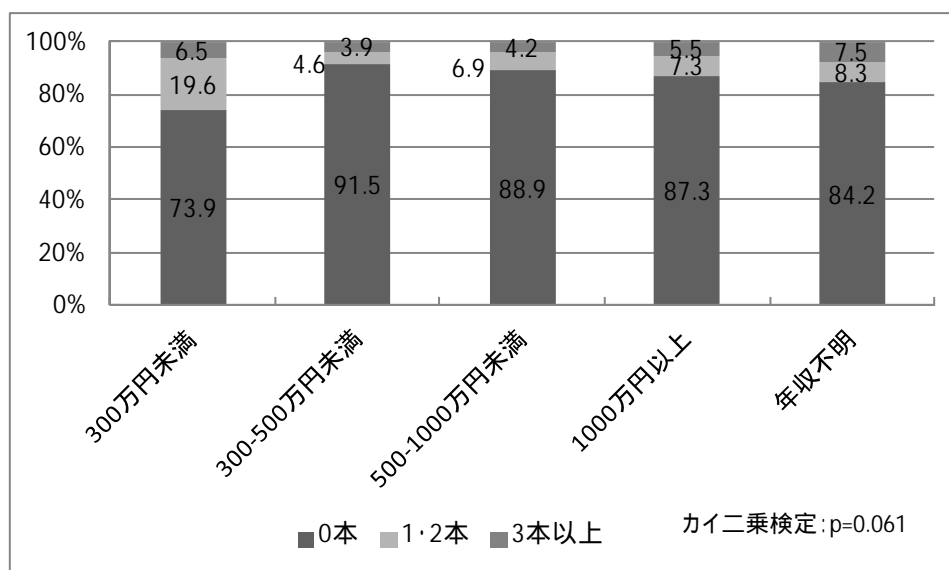
<sup>405</sup> 3.5歳の子供がいる世帯であって等価可処分所得の中央値の50%未満(年収137万円以下)の世帯を低所得世帯としている。

<sup>406</sup> 可知悠子・井上真智子・川田智之(2016)「経済的理由による受診抑制に関する医師の認識と診療上の対応 - 都内一般診療所への郵送調査から - 」日本プライマリ・ケア連合学会誌,39,214-218.

<sup>407</sup> 矢部あづさ(2016)「学校歯科治療調査と受診実態調査から見えるもの：子どもの貧困とのかかわりでむし歯の状況を調べる」月刊保団連(1225),2016-10,17-22.

<sup>408</sup> 前掲 367

図表 3-21 「まちと家族の健康調査」における世帯収入と未就学児の虫歯との関連



出典: 藤原(2015) p.145

特定の地方自治体を対象とした調査も存在し、例えば東京都では、23 区の小学校 6 年生男女の虫歯の状況と 23 区の平均所得の関係に焦点を当て、所得の低い区ほど、子供の虫歯の状況が悪いとの結果を得ている<sup>409</sup>。大阪府が平成 28 年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、困窮度（所得）別に子供自身が自分の体や気持ちで気になることを明らかにしている。世帯の等価可処分所得が中央値以上の群と世帯の等価可処分所得が中央値の 50% 以下の困窮度 I 群との間で比較すると、「歯がいたい」と答えた困窮度 I 群の子供の割合は、「歯がいたい」と答えた中央値以上の群の子供の割合の 2.3 倍であった<sup>410</sup>。また、足立区の平成 27 年度「子どもの健康・生活実態調査」<sup>411</sup>では、生活困難世帯<sup>412</sup>の子供と非生活困難世帯の子供の虫歯の割合を比べたところ、5 本以上の虫歯がある子供の割合は生活困難世帯は 19.7%、非生活困難世帯は 10.1%との結果となった(図表 3-22)。

<sup>409</sup> 前掲 400

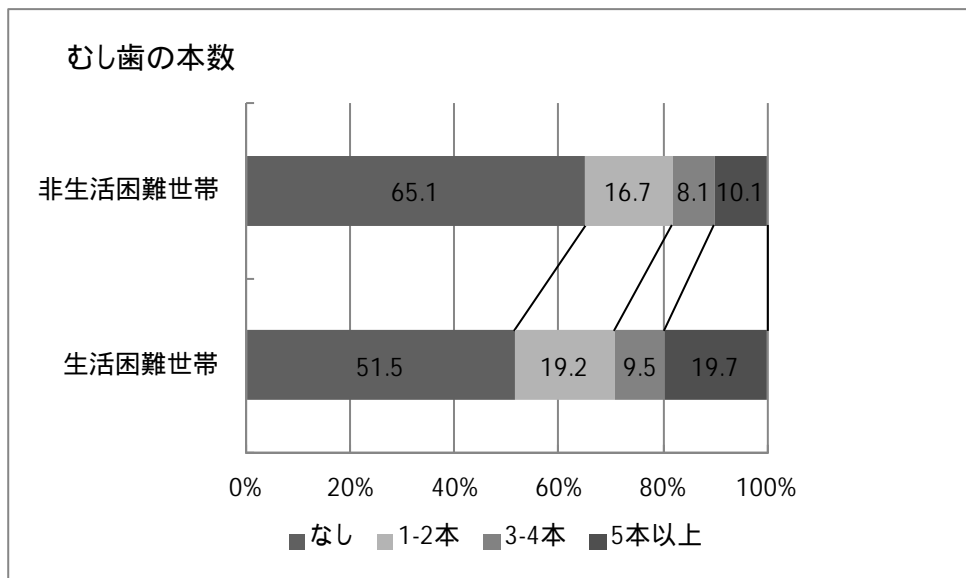
<sup>410</sup> 公立大学法人大阪府立大学(2017)「大阪府子どもの生活に関する実態調査」(大阪府委託) <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/28281/00000000/01jittai tyosahoukokousyo.pdf>

<sup>411</sup> 足立区・足立区教育委員会 国立成育医療研究センター研究所社会医学研究部(2016)「子どもの健康・生活実態調査 平成 27 年度報告書」

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kokoro/fukushi-kenko/kenko/documents/27honpen-1.pdf>

<sup>412</sup> 生活困難世帯は、世帯年収 300 万円未満、生活必需品の非所有、ライフライン(家賃、ガス代、保険料等)の支払困難経験ありの 3 つの要素に 1 つでも該当する世帯と定義されている。

図表 3-22 生活困難世帯の子供のむし歯の状況



出典：足立区・足立区教育委員会 国立成育医療研究センター研究所社会医学研究部(2016) p.32

なお、貧困は虐待のハイリスク要因であるとされ<sup>413,414</sup>、虐待と口腔状況との関連を指摘する調査もある。2002年に実施された東京都歯科医師会の調査<sup>415</sup>では、被虐待児の口腔には下記のような特徴が認められたことが報告されている。

図表 3-23 被虐待児の口腔の特徴

6歳未満児の乳歯  
 dmf<sup>416</sup>者率は、対照群の2倍以上  
 一人平均 dmf 歯数は、対照群の3倍以上  
 未処置歯数は、対照群の6倍以上  
 2歳児一人平均 dmf 歯数は、対照群の7倍以上  
 6-12歳児の永久歯  
 11-12歳児の一人平均 DMF 歯数はそれぞれ対照群の2.7倍、3倍  
 11-12歳児の治療率は、それぞれ対照群の2割以下、3割

<sup>413</sup> 松本伊知朗編著(2010)『子ども虐待と貧困 - 「忘れられた子ども」のいない社会をめざして - 』明石書店

<sup>414</sup> 川松亮(2008)「児童相談所から見る子どもの虐待と貧困 虐待のハイリスク要因としての貧困」浅井春夫・松本伊知朗・湯澤直美編著『子どもの貧困 子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店

<sup>415</sup> 社団法人東京都歯科医師会(2004)『児童虐待防止マニュアル かかりつけ歯科医の役割』一世印刷

<sup>416</sup> 永久歯列のう蝕経験の総量を知るために用いられる指標。D(=decayed teeth)は未処置う蝕歯、M(=missing teeth)はう蝕が原因で抜去した歯、F(=filled teeth)はう蝕が原因で処置した歯を指している。

(8) 親の社会的孤立の状況

生活困窮や低所得は、経済的な困窮だけに留まらず、地域や人とのつながりから阻害され社会的孤立にも陥りやすいとの指摘もある<sup>417</sup>。例えば、名古屋市の保育所に通う子供の保護者を対象とした調査では、「日頃、保育所以外に子供を預かってもらえる人」がいない世帯は貧困層<sup>418</sup>に最も多く、約4人に1人が「いずれもない」と回答した<sup>419</sup> (図表 3-24)。また、所得の低い父子世帯は子供のことで家庭内外に頼る人がいない割合が高い(図表 3-25)との調査結果もある<sup>420</sup>。

図表 3-24 所得階層別 保育所以外に預かってもらえる人の有無

	日常的に親族	緊急時・用事に親族	日常的に友人・知人	緊急時・用事に友人・知人	いずれもない
貧困層	28.8%	47.4%	3.4%	10.8%	23.5%
低所得層	23.7%	54.2%	2.9%	9.5%	22.7%
中所得層	20.5%	57.9%	2.1%	8.3%	22.9%
高所得層	19.2%	60.5%	1.6%	7.1%	19.5%
平均	22.7%	55.3%	2.5%	9.0%	22.6%

出典：中村(2015)p.105

<sup>417</sup> 中村強士 (2016)「保育所保護者への調査からみえた貧困」 秋田喜代美編『保育と貧困』かもがわ出版

<sup>418</sup> 本調査(中村(2015)下記脚注 419)では、父母の年収を世帯所得とし、世帯人数の平方根で除した等価世帯所得を求めた結果、中央値が300万円となった。その2分の1である150万円を下回る世帯を「貧困層」としている。

<sup>419</sup> 中村強士 (2015)「保育所保護者における貧困と子育て・家庭生活の悩み・不安・困難 - 名古屋市保育所保護者への生活実態調査から - 」日本福祉大学社会福祉論集,132,1-10.

<sup>420</sup> 岩田美香(2009)「ひとり親家族から見た貧困」貧困研究,3, 22-33.

図表 3-25 父子家族の子育てと教育

		子供の悩み についての 相談者	自分が病気 の時の子供 の預け先	自分の親は頼りになるか		親以外に頼 りになる人の 存在	
				頼りにならない	親はいない		
家族 構成	父 + 子	19.9%	23.6%	23.6%	19.5%	56.3%	
	父 + 子 + 祖父母	6.5%	2.2%	12.0%	0.0%	63.5%	
	その他	25.0%	0.0%	36.4%	9.1%	33.3%	
回答者全体		15.9%	16.1%	20.5%	13.1%	57.5%	
父子 家族 収入	～200万円未満	22.4%	28.0%	30.6%	22.4%	58.3%	
	200～300万円未満	25.3%	17.8%	27.3%	16.9%	65.3%	
	300～500万円未満	11.9%	14.9%	16.1%	9.2%	56.8%	
	500～700万円未満	11.4%	15.2%	17.8%	8.9%	54.5%	
	700～1000万円未満	0.0%	7.1%	7.1%	21.4%	50.0%	
	1000万円以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	
	回答者全体		16.4%	17.1%	21.0%	13.9%	57.7%
	学 歴	中学卒業	36.7%	21.9%	20.6%	35.3%	61.3%
高校中退		24.0%	16.0%	28.0%	16.0%	75.0%	
高校卒業		11.8%	15.3%	21.3%	10.7%	53.3%	
短大・専門学校卒業		11.4%	13.5%	16.7%	2.8%	62.2%	
大学卒業以上		16.7%	18.2%	15.2%	15.2%	58.6%	
回答者全体		15.9%	16.2%	20.5%	13.5%	57.7%	

出典：岩田(2009)p.26 より一部抜粋

子育ての悩み・不安・困難に対する「相談相手」にも特徴があり、貧困層<sup>421</sup>は「配偶者」「自分の親」「学校時代や職場の友人」「保育所・学校等の先生」「子育てサークル」を相談相手とする割合が、非貧困層に比べ低い(図表 3-26)。特に「配偶者」の割合が低い。他方で、「その他の親戚」「公的機関相談員」「インターネット」「誰にも相談していない」「悩み・不安なし」が非貧困層に比べて若干高い結果となっている<sup>422</sup>。

ひとり親の持つ社会資本は、実の父母や兄弟姉妹、友人(親密圏)と、行政機関や NPO 団体、ネット・コミュニティ(公共圏)の2つが大きいとされている。このうち、生活の充実感と関連しているのは、実の父母や兄弟姉妹、友人(親密圏)との関係の豊かさであると考えられる<sup>423</sup>。相談相手として親密圏の人々とのつながりが希薄であることは、ひとり親の生活充実感を損ねる要因となり得るのではないか。

<sup>421</sup> 本調査の等価世帯所得は中央値が 300 万円であったことから、以下のように所得階層を定義している。「貧困層」= 年間所得 150 万円未満の世帯、「低所得層」= 同 150 万円以上 300 万円未満の世帯、「中所得層」= 同 300 万円以上 600 万円未満の世帯、「高所得層」= 同 600 万円以上の世帯。

<sup>422</sup> 前掲 417

<sup>423</sup> 前掲 420

図表 3-26 所得階層別 子育ての悩み・不安・困難に対する相談相手

	配偶者	自分の親	自分のきょうだい	配偶者のきょうだい	その他の親戚	近所の人	学校時代や職場の友人
貧困層	33.8%	65.2%	28.2%	3.1%	7.1%	11.2%	45.4%
低所得層	81.0%	71.8%	30.0%	6.5%	4.6%	16.7%	49.7%
中所得層	86.8%	72.5%	27.9%	5.0%	3.3%	12.5%	55.8%
高所得層	86.5%	72.5%	23.7%	4.2%	2.9%	7.5%	51.2%
平均	77.8%	71.3%	28.4%	5.3%	4.2%	13.6%	51.8%

	保育所・学校等の先生	子育てサークル等	公的機関相談員	インターネット	誰にも相談していない	悩み・不安なし	その他
貧困層	35.4%	7.2%	9.2%	3.6%	2.2%	1.5%	0.1%
低所得層	41.7%	12.8%	8.6%	3.2%	1.2%	0.6%	0.1%
中所得層	46.5%	14.0%	8.1%	3.3%	0.6%	0.6%	0.1%
高所得層	49.2%	14.1%	6.1%	2.1%	1.2%	1.0%	0.1%
平均	43.4%	12.7%	8.2%	3.2%	1.1%	0.7%	0.1%

出典：中村(2016)p.105

また、貧困層<sup>424</sup>の親は子供を「厳しく叱った」「ついついあたった」「ついつい叩いた」という経験が非貧困層に比べて多い(図 3-27)。図 3-26 と図 3-27 は同じ調査による結果であることから、貧困層の親は社会とのつながりが希薄になりやすく、かつ、育児ストレスを抱えやすい傾向にあることが伺える。同様の結果は別の調査でも報告されている(図表 3-28)<sup>425</sup>。

<sup>424</sup> 前掲 421

<sup>425</sup> 小西祐馬 (2015)「貧困と保育(3) 養育環境の不平等」現代と保育,92, 143-151.



図表 3-27 低所得層における質問項目別肯定群の割合(全世帯肯定群順位順) (%)

	貧困層		全世帯	差
		積極的肯定		
ついついあたって	77.1	34.7	72.3	4.8
厳しく叱った	65.1	23.6	56.7	8.4
ついつい叩いた	62.2	23.6	50.1	12.1
同じことの繰り返し	51.6	20.2	49.9	1.7
イライラした	44.2	12.8	43.9	0.3
我慢している	33.8	10.7	35.0	-1.2
解放されたい	21.6	6.9	23.1	-1.5
一人という圧迫感	29.9	12.2	22.0	7.9
世話に関心ない	3.0	0.5	2.3	0.7

注: 養育態度に対する経験を尋ねた際に「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者を肯定群とし、その中で「あてはまる」と回答した者を「積極的肯定」群とした。

出典: 中村(2016)p.102

図表 3-28 子供へのかかわりとつながり

	子供を怒って手が出ることもある	子供にイライラして怒鳴ることがある	子供にどのように接したらいいかわからなくなることもある	相談できる人				
				自分の親	配偶者	ママ友・パパ友	保育所の先生	いない
300万円未満	37.0%	80.0%	38.8%	73.5%	30.6%	31.6%	30.0%	2.0%
300万～500万円	37.8%	76.9%	34.2%	74.7%	73.3%	36.0%	21.2%	1.3%
500万円以上	33.3%	76.7%	28.7%	74.4%	79.5%	30.2%	25.4%	0.8%

出典: 小西(2015)p.146-147

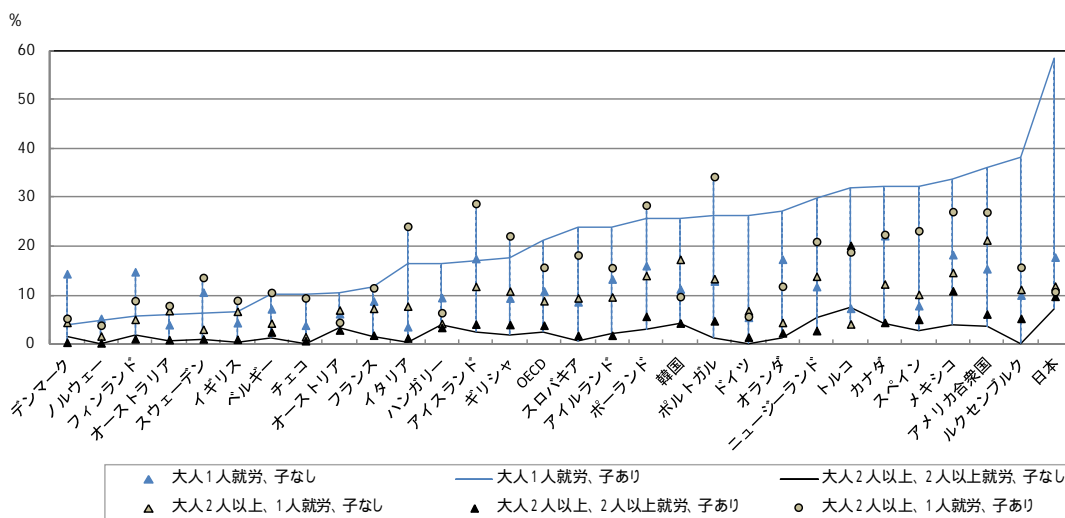
さらに、5歳時点において、「病気のときに世話をしてくれる人」「さびしいときの話し相手」「相談相手」などに恵まれなかった者ほど、その後も人間関係が希薄であるとの報告がある<sup>426</sup>ことから、子供時代に人とのつながりに乏しい環境に育つことが、社会的孤立の連鎖をもたらしていることも考えられる。

<sup>426</sup> 菊地英明 (2007)「排除されているのは誰か? - 「社会生活に関する実態調査」からの検討 - 」季刊社会保障研究, 43(1), 4-14.

(9) 保護者の就労状態

日本の相対的貧困層<sup>427</sup>の8割は就業世帯である<sup>428</sup>。OECD(2009)による世帯属性別ワーキングプア比率<sup>429</sup>の国際比較をみると、日本のひとり親世帯のワーキングプア率は58%と突出している(図表3-29、図表3-30)<sup>430,431,432</sup>。

図表3-29 世帯種別ワーキングプア(in-work poverty)率(2005年前後)



注: 世帯主が稼働年齢(18-64歳)で、かつ就労者が1人以上いる世帯に属する人々の中、等価可処分所得中央値の50%未満の所得(=相対的貧困)の人々の割合。

出典: 佐藤哲彰 (2011) p.34

<sup>427</sup> 等価可処分所得の中央値の50%未満。

<sup>428</sup> OECD (2008). *Growing Unequal?*, OECD, Paris, p. 135.

<sup>429</sup> 世帯主が稼働年齢(18-64歳)で、かつ就労者が1人以上いる世帯に属する人々の中、等価可処分所得中央値50%未満の所得(=相対的貧困)の人々の割合。

<sup>430</sup> OECD (2009). *Employment Outlook*, OECD, Paris.

<sup>431</sup> 周燕飛 (2012a) 「働いているのに貧困」から「経済的自立」へ」独立行政法人労働政策研究・研修機構『シングルマザーの就業と経済的自立』, 労働政策研究報告書, 140, 1-15.

<sup>432</sup> 平成25年国民生活基礎調査においても、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は54.6%となっている。

図表 3-30 貧困率の国際比較(%)

	子供の貧困率		子供のいる世帯の貧困率(2005年頃)					
	2005年頃	1995年頃との比較	全体	母子世帯		二親世帯		
				無業	有業	無業	1人働き	共働き
オーストラリア	12	-1.2	10	68	6	51	8	1
カナダ	15	2.2	13	89	32	81	22	4
デンマーク	3	0.8	2	20	4	21	5	0
フランス	8	0.3	7	46	12	48	12	2
ドイツ	16	5.1	13	56	26	47	6	1
日本	14	1.6	12	60	58	50	11	10
韓国	10	-	9	29	26	65	10	4
イギリス	10	-3.6	9	39	7	36	9	1
米国	21	-1.7	18	92	36	82	27	6
OECD30カ国平均	12	0.4	10	55	23	53	12	3

出典：周燕飛(2012a)p.1

ひとり親世帯のワーキングプア率が高い背景には、世帯主が非正規雇用かどうか密接に関連していると考えられる。我が国の現役世帯においては、貧困<sup>433</sup>に陥るか否かは、特に世帯主の雇用形態が正社員であるか否かと有意な関係があり、非正社員が有意に貧困に陥りやすく、貧困から抜け出しにくいとの指摘がある<sup>434</sup>。また、諸外国との比較においても、日本では低所得世帯の子供の親は非正規雇用者の割合が高いとされている。我が国の母子世帯は、他の先進諸国に比べても就労率が高く8割が就労しているが<sup>435</sup>、半数は非正規就労である<sup>436</sup>。また、非常勤雇用の母子世帯の世帯主は、非常勤雇用の両親世帯の世帯主と比べても、就業時間が短く、稼働収入も低く、その86%が年間稼働収入<sup>437</sup>200万円未満である<sup>438</sup>(図表3-31)。母親が非正規雇用の母子世帯が正規雇用になることで、低所得を回避できるとする指摘もある<sup>439</sup>。

<sup>433</sup> 相対的貧困線(158万円)に基づく。

<sup>434</sup> 石井加代子(2010)「2000年代後半の貧困動態の確認とその要因に関する分析」Joint Research Center for Panel Studies Discussion Paper, DP2009-006, 1-19.

<sup>435</sup> OECD(2007)によると、日本のシングルマザーの就業率はOECD24カ国中、上から2番目となっている。(参考：OECD(2007). *Babies and Bosses: Reconciling Work and Family Life- A Synthesis of Findings for OECD Countries*, Paris, OECD, 16.) なお、平成23年度全国母子世帯等調査における母子世帯の就業率は80.6%である。

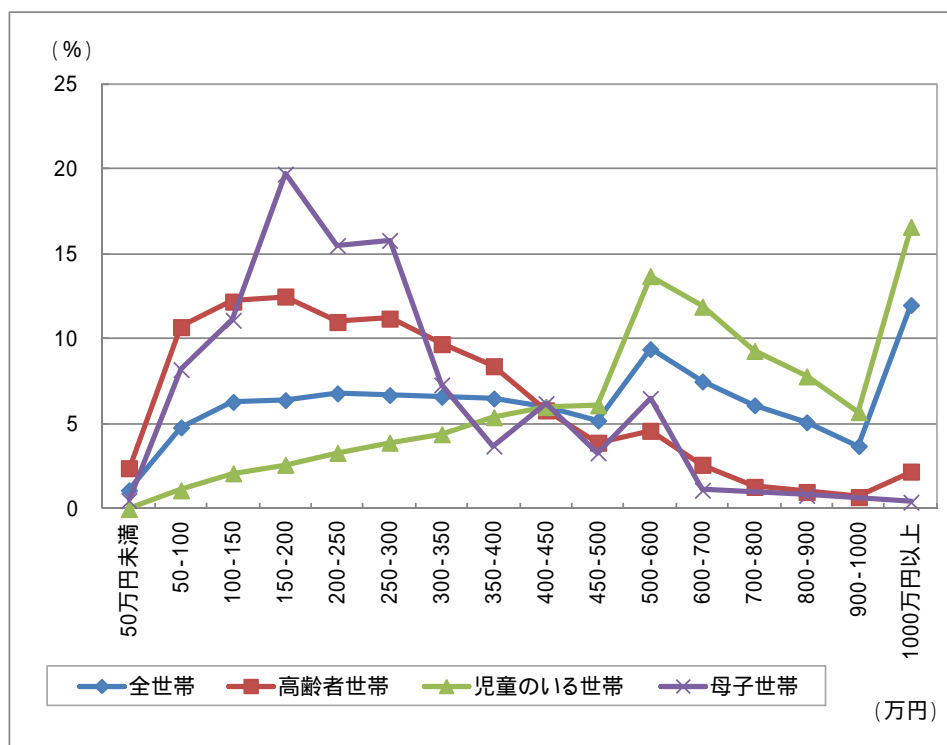
<sup>436</sup> 平成23年度の母子世帯の母の正規の職員・従業員の割合は39.4%である。(参考：厚生労働省(2012)「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告 7 調査時点における親の就業状況」[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-katei/boshi-setai\\_h23/dl/h23\\_08.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_08.pdf))

<sup>437</sup> 1年間の全ての仕事からの税込年収。

<sup>438</sup> 佐藤哲彰(2011)「非常雇から正規雇への転換：母子世帯の母は不利なのか」三田商学研究, 103(4), 601-618.

<sup>439</sup> 大石亜希子(2012)「母子世帯になる前の就労状況が現在の貧困とセーフティネットからの脱落に及ぼす影響 就業履歴からのアプローチ」独立行政法人労働政策研究・研修機構『シ

図表 3-31 所得分布と平均所得(母子世帯と他の世帯)



出典：厚生労働省(2011)「平成 22 年国民生活基礎調査の概況 4 世帯別の所得の状況」を基に作成

しかし、正規雇用に至ることの難しさ及び正規雇用の効果が限定的なものではないかとの指摘もある。総務省労働力調査(基本集計及び詳細集計)のマイクロデータをパネルデータ化し、1ヶ月間の就業状態及び従業上の地位等の変化を分析した研究<sup>440</sup>において、母子世帯の世帯主は、ふたり親世帯の世帯主に比べて、非常勤雇用から正規常勤雇用になることが有意に困難であることが示されている(図表 3-32)。また、正規常勤雇用であっても、母子世帯の世帯主の約 3 割が週就業時間は 34 時間以下であり、約 4 分の 1 は年間稼働収入 200 万円未満に留まっている(図表 3-33, 図表 3-34)。さらに、常勤雇用の有子世帯主は、20 歳代前半であれば正規常勤雇用化しやすいが、40 歳を超えると難しくなる。子供が大きくなり、学費等の経費がかかる 40 歳代において正規常勤雇用化が困難であれば、学齢期の子供がいる世帯の家計が困窮することが考えられる。さらに、雇用に関わる各種奨励金も対象は若年者に傾斜している。例えば、平成 24 年 3 月までの時限措置として施行された若年者等正規雇用化特別奨励金<sup>441</sup>は、40 歳以上の雇用につ

『シングルマザーの就業と経済的自立』，労働政策研究報告書，140，79-98。

<sup>440</sup> 前掲 438

<sup>441</sup> 若年者等正規雇用化特別奨励金とは「年長フリーター及び 30 代後半の不安定就労者」又は「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」について正規雇用等をした事業主に対し支給される奨励金で、平成 24 年 3 月 31 日までの時限措置であった。

(参考：厚生労働省「年長フリーター等や内定を取り消された学生等を雇い入れた事業主の方への給付金」<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/8.pdf>)

いては適用されないものであった。また試行雇用奨励金<sup>442</sup>は、40歳未満の者を雇用した場合に適用されるが、45歳以上の中高齢者については、原則として雇用保険受給資格者等を雇用した場合に限定される。このように、事業主にとっては奨励金支給の対象からも外れることとなり、中高年齢層が正規雇用が抑制される結果となっている<sup>443</sup>。また、正規雇用であっても、男性と同等の賃金を得ている母親は少ない<sup>444</sup>。

---

<sup>442</sup> 試行雇用奨励金とは職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、事業主に支給される奨励金。現在はトライアル雇用助成金と呼ばれ、内容も一部改編されている。

(参考：厚生労働省「試行雇用奨励金」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/10.pdf>

厚生労働省「トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/trial\\_koyou.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html)

厚生労働省「障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/shougai\\_trial.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html)

<sup>443</sup> 前掲 438

<sup>444</sup> 内閣府男女共同参画局(2012)「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書～最終報告～平成24年2月」

[http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kihon/kihon\\_eikyuu/senmon.html](http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kihon/kihon_eikyuu/senmon.html)

図表 3-32 非常雇から翌月正規常雇への移動に関するロジスティック回帰分析(親と20歳未満の子のみからなる世帯の世帯主で、臨時雇・日雇であった者)

	被説明変数	標本数 ( )は平均 値	推計1		推計2		推計3	
			正社員(常雇)		正社員(常雇)		正社員(常雇)	
			係数	限界効果 <sup>注2)</sup>	係数	限界効果 <sup>注2)</sup>	係数	限界効果 <sup>注2)</sup>
定数項			-0.444	-0.044	-0.974	-0.118***	-0.643	-0.066**
世帯構成ダミー (両親世帯)	両親世帯	2181	ref		ref		ref	
	父子世帯	71	-0.338	-0.024	-0.320	-0.023	-0.399	-0.027
	母子世帯	1521	-1.588	-0.122***	-1.589	-0.122***	-1.468	-0.108***
世帯主未婚ダミー		83	0.030	0.002	0.017	0.001	-0.083	-0.006
本人年齢	本人年齢	(40.0)	-0.005	-0.001				
	同二乗項		0.000	0.000				
本人年齢ダミー (35-39歳)	15-19歳	5			0.308	0.029	0.205	0.018
	20-24歳	86			0.604	0.063**	0.593	0.059*
	25-29歳	335			-0.118	-0.009	-0.096	-0.007
	30-34歳	650			-0.062	-0.005	-0.084	-0.006
	35-39歳	829			ref		ref	
	40-44歳	710			-0.325	-0.025*	-0.379	-0.027*
	45-49歳	601			-0.603	-0.042***	-0.659	-0.043***
	50-54歳	349			-0.592	-0.040**	-0.627	-0.040***
	55-59歳	140			-0.961	-0.055***	-0.950	-0.052***
60-64歳	66			-0.859	-0.051*	-0.868	-0.049	
末子年齢ダミー (18-19歳)	0-3歳	928	-0.472	-0.035*	-0.447	-0.034*	-0.457	-0.033*
	4-6歳	626	-0.158	-0.013	-0.144	-0.011	-0.210	-0.016
	7-9歳	623	-0.129	-0.010	-0.133	-0.011	-0.166	-0.012
	10-12歳	538	0.102	0.009	0.113	0.010	0.103	0.008
	13-14歳	346	-0.263	-0.020	-0.261	-0.020	-0.318	-0.023
	15-17歳	366	0.280	0.025	0.283	0.026	0.268	0.023
	18-19歳	346	ref		ref		ref	
教育水準ダミー (小中高卒)	小中高卒	2826	ref		ref		ref	
	短大・高専卒	496	-0.273	-0.021	-0.261	-0.020	-0.111	-0.008
	大学・大学院卒	451	-0.467	-0.033***	-0.454	-0.032***	-0.151	-0.011
企業規模ダミー (2-4人)	2-4人	452					ref	
	5-9人	455					-0.002	0.000
	10-29人	606					-0.320	-0.023*
	30-99人	673					-0.398	-0.028**
	100-499人	575					-0.589	-0.039***
	500-999人	193					-0.894	-0.051***
	1000人以上	495					-0.906	-0.055***
官公	324					-1.345	-0.069***	
年ダミー (2002年)	2002年	443					ref	
	2003年	517	0.075	0.006	0.073	0.006	0.107	0.009
	2004年	466	-0.111	-0.009	-0.109	-0.009	-0.047	-0.004
	2005年	499	-0.111	-0.009	-0.120	-0.010	-0.057	-0.004
	2006年	468	-0.163	-0.013	-0.188	-0.015	-0.137	-0.010
	2007年	463	-0.309	-0.023	-0.320	-0.024	-0.238	-0.017
	2008年	463	-0.448	-0.032**	-0.455	-0.033**	-0.391	-0.027*
2009年	454	-0.472	-0.034**	-0.481	-0.034**	-0.366	-0.026	
対数尤度			-1220.1		-1217.4		-1196.7	
尤度比検定統計量			172.942		178.188		219.677	
自由度			20		27		34	
マクファーデン決定係数			0.066		0.068		0.084	
サンプルサイズ			3773		3773		3773	
うち「正社員(常雇)」			415		415		415	

出典:佐藤(2011)p.614

\*\*\*\*1%有意、\*\*5%有意、\*10%有意

注1)労働力調査2011年12月調査及び労働力調査(基本集計)2002年1月から2009年11月までの調査において2年1ヶ月目調査に該当する者のうち、親と未成年子のみからなる世帯の世帯主であり、かつ臨時雇・日雇である者を、労働力調査(詳細集計)2002年1月から2009年12月までの2年2ヶ月目調査データとマッチングし、うち2年2ヶ月目調査において雇用者である者のデータを分析したものを。

図表 3-33 年間稼働収入別構成比（両親世帯、父子世帯、母子世帯の世帯主；2002-2009年）（％）

	両親		父子		母子	
	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇
199万円以下	18.2	32.2	16.9	48.2	26.7	62.4
200-799万円	62.5	57.4	68.8	50.0	69.7	36.6
800万円以上	19.3	10.3	14.3	1.8	3.6	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1)年間稼働収入は、この1年間の全ての仕事からの収入(税込)、調査票と同時に配布される「記入のしかた」では、仕事変わった場合は、現在の仕事での1年分の見込み額を記入するよう求めている。

注2)集計用乗率をかけている。

出典:佐藤(2011) p.612

図表 3-34 週間就業時間別構成比（両親世帯、父子世帯、母子世帯の世帯主；2002-2009年）（％）

	両親		父子		母子	
	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇	正規常雇	非常雇
34時間以下	1.9	32.9	4.4	36.1	31.9	86.1
35-59時間	71.9	62.9	76.9	63.9	65.4	13.8
60時間以上	26.2	4.2	18.7	0.0	2.7	0.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1)就業時間は、副業、内職、臨時の仕事などの時間を含む。

注2)集計用乗率をかけている。

出典:佐藤(2011) p.612

一方で、シングルマザー自身が正規雇用を望んでいないとの指摘もある。末子の年齢が15歳以上であれば正社員就業希望を持ちやすいものの、末子の年齢が6-14歳となると正社員就業の希望をしない割合が高く、特に低年齢児の母親は、子供との時間を大切にしたいためにフルタイム・正社員就業を希望していないとの調査結果もある<sup>445</sup>。シングルマザーが、少なくとも当面の間、正社員就業を諦めざるを得ない理由として、「資格・能力不足仮説」「育児制約仮説」及び「非勤労収入仮説」<sup>446</sup>が挙げられ、実証分析の結果、いずれの仮説も、一定程度の説明力を有していた<sup>447</sup>。

東京都の調査<sup>448, 449</sup>によると、シングルマザーに占めるパート・アルバイトに従事す

<sup>445</sup> 周燕飛(2012b)「正社員就業がなぜ希望されないのか」独立行政法人労働政策研究・研修機構『シングルマザーの就業と経済的自立』,労働政策研究報告書,140,61-77.

<sup>446</sup> 「資格・能力不足仮説」:年齢が高い、本人の健康状態が悪い、学歴や職業経験が不足している等の理由で、正社員就業が不可能と本人が判断し断念する。

「育児制約仮説」:ひとり親で子供を育てるシングルマザーにとって、育児制約が正社員就業の障害となり、母親は正社員就業の希望を持ちにくくなる。

「非勤労収入仮説」:その他の世帯員の収入、養育費や遺族年金、家賃収入等の非勤労収入が十分であれば、正社員として働く必要がなく、正社員就業を希望しない。

<sup>447</sup> 前掲 445

<sup>448</sup> 東京都福祉保健局(2008)「平成19年度『東京の子どもの家庭』報告書全文」

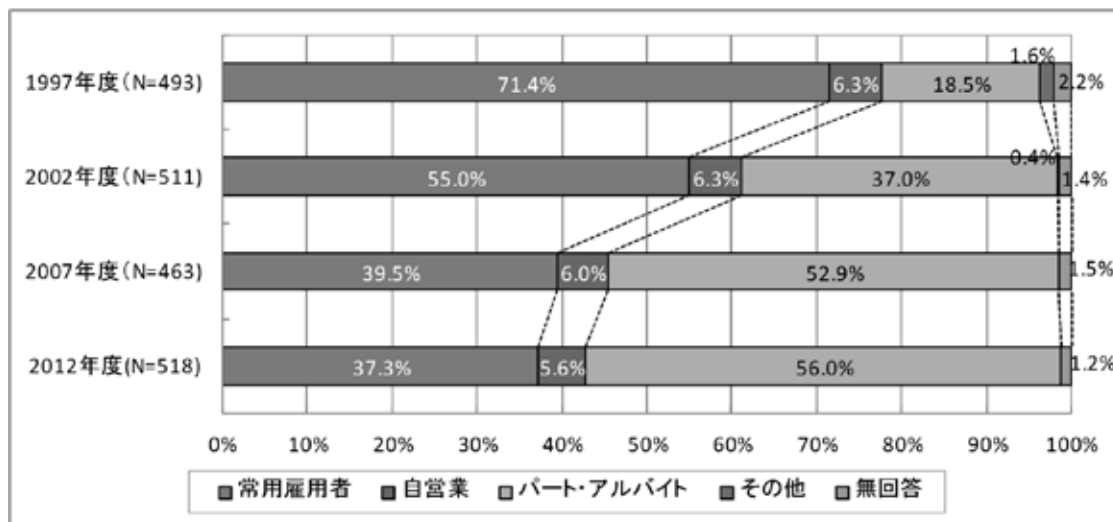
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiiban/chosa\\_tokei/zenbun/heisei19/19hokokusyozenbun.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiiban/chosa_tokei/zenbun/heisei19/19hokokusyozenbun.html)

<sup>449</sup> 東京都福祉保健局(2013)「平成24年度『東京の子供と家庭』報告書全文」

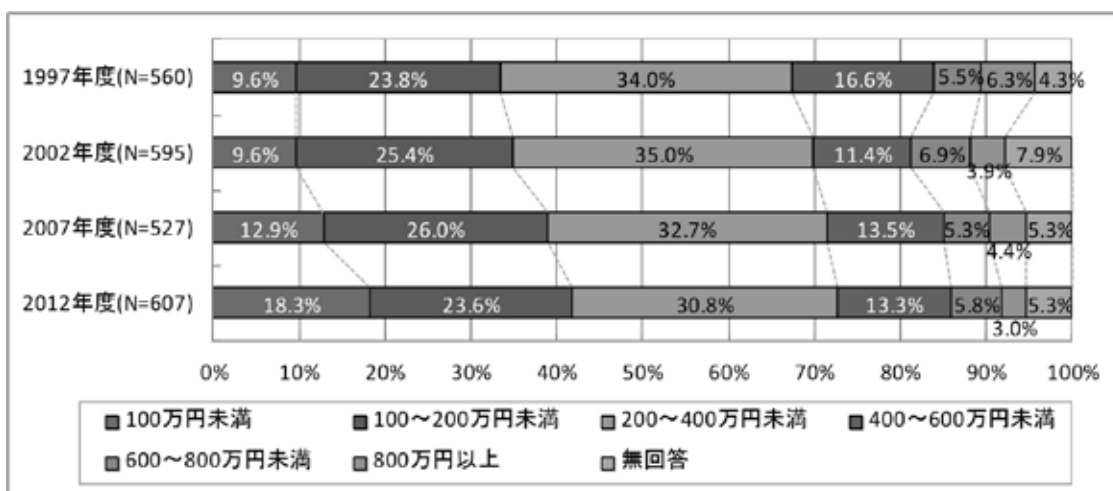
る者の割合は1997年から2007年までの10年間で20%弱から50%以上へと2.5倍に増加し、年収が200万円以下の者の割合は33.4%から38.9%へと増えている(図表3-35)<sup>450</sup>。

図表 3-35 母子家庭の母の職種と年間収入(東京都)

< 職種 >



< 年間収入 >



出典: 鷹咲子(2013)p.125 図表1 に東京都福祉保健局(2013)に基づき 2012年度を追加

このように非正規雇用、低所得のシングルマザーが多い中、その就業は複数の仕事を掛け持ちする、いわゆるダブルワーク、トリプルワークが多くなっている(図表3-36)。シングルマザーの場合、日中以外の時間帯の全てについて副業を持つ比率が全体の2倍

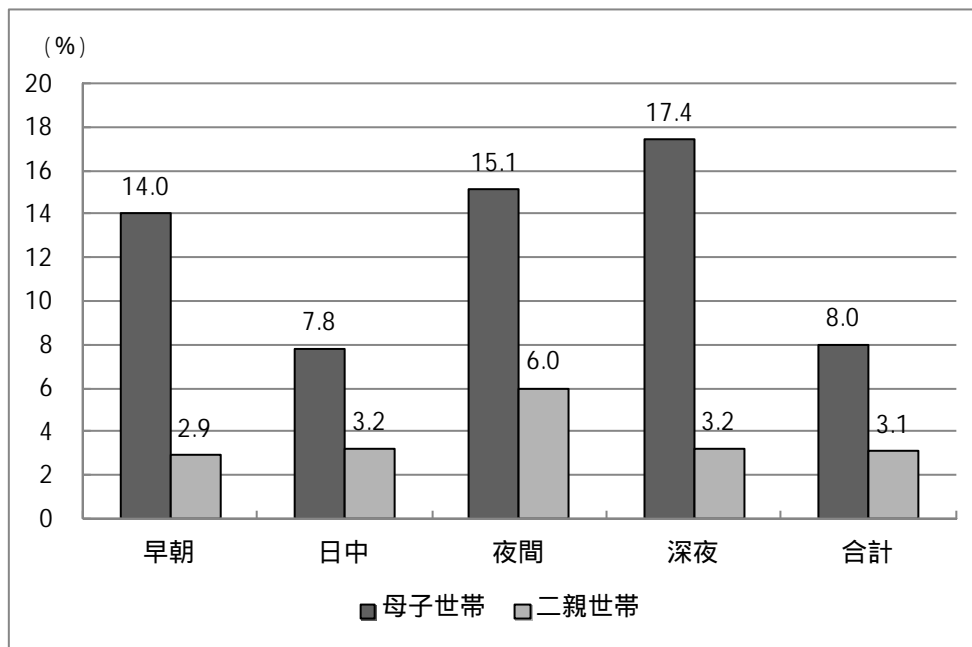
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiiban/chosa\\_tokei/zenbun/heisei24/24hokokusyozenbun.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiiban/chosa_tokei/zenbun/heisei24/24hokokusyozenbun.html)

<sup>450</sup> 2012年のパート・アルバイト等の非正規労働者割合は56.0%に増加している。



程度高くなっている。正社員以外が非典型時間帯<sup>451</sup>に働く割合が二親世帯の母親より多く、副業を持つ比率も高いといえる<sup>452</sup>。

図表 3-36 時間帯別 副業を持つ母親の割合



出典：大石(2015) p.29

加えて、ひとり親世帯では所得貧困率<sup>453</sup>も時間貧困率<sup>454</sup>も高く、その上、同時貧困率<sup>455</sup>も3割弱と非常に高い傾向にある(図表 3-37)。時間貧困により、家事の外部的化(外食

<sup>451</sup> 何を「非典型時間帯」とするかは、分析によっても、対象とする国によっても異なるが、月曜日から金曜日までの日中を「典型時間帯」とし、「日中」は午前9時から午後5時を指すことが多いとしている。

<sup>452</sup> 大石亜希子(2015)「母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響」独立行政法人労働政策研究・研修機構『子育て世帯のウェルビーイング 母親と子どもを中心に』JILPT 資料シリーズ,146,21-44.

<sup>453</sup> 分析対象世帯の手取り所得が最低生活費を下回っている場合、その世帯を「所得貧困」とみなしている。最低生活費は、生活扶助基準、母子世帯加算と児童養育加算、住宅基準、教育扶助基準と高等学校等就学費を考慮して、分析対象となる世帯ごとに算出している。

<sup>454</sup> 家庭生活において必要な時間(家事・育児時間など)が確保されているかどうかに着目した貧困に関する指標。総務省「平成23年社会生活基本調査」を参考に、基礎的活動時間(睡眠・食事・身の回りの用事(排泄・入浴・身支度など)と最低限必要な家事時間を設定し、時間貧困線を定義している。基礎的活動時間については、男女別に20-64歳における週全体の平均値を用いている。内訳としては、睡眠時間は男性で7.5時間/日、女性で7.2時間/日、身の回りの用事は男性で1.1時間/日、女性で1.5時間/日、食事は男性で1.5時間/日、女性で1.6時間/日である。また、先行研究にならい、基礎的活動時間には最低限必要な余暇時間を含めている。余暇時間は、月曜日から金曜日は1時間/日、土曜日と日曜日は3時間/日と仮定されている。

<sup>455</sup> 所得貧困でかつ時間貧困である世帯の割合。

や出前、お惣菜の購入、市場での家事関連サービスの購入等)の比重が増す。この負担分を考慮し「時間調整後所得貧困」<sup>456</sup>を算出すると(図表 3-38)、所得貧困率が2.4%上昇する<sup>457</sup>。

図表 3-37 時間貧困と所得貧困

	人数	所得貧困	時間貧困	同時貧困	
単身世帯(男性)	221	15.4%	10.4%	0.0%	
単身世帯(女性)	141	24.1%	14.2%	2.8%	
ひとり親世帯	73	75.3%	39.7%	28.8%	
ふたり親世帯(末子6歳以上)	夫常勤+妻常勤	98	3.1%	17.3%	0.0%
	夫常勤+妻非常勤	387	5.2%	2.6%	0.0%
	その他共働き	171	19.9%	8.8%	0.6%
	片働き	233	10.3%	0.4%	0.0%
	無業	4	-	-	-
ふたり親世帯(6歳未満1名以上)	夫常勤+妻常勤	60	8.3%	56.7%	5.0%
	夫常勤+妻非常勤	109	12.8%	16.5%	2.8%
	その他共働き	70	30.0%	21.4%	2.9%
	片働き	366	13.9%	1.6%	0.3%
	無業	1	-	-	-
夫婦ふたり世帯(子供なし)	夫常勤+妻常勤	116	1.7%	7.8%	0.9%
	夫常勤+妻非常勤	120	0.0%	2.5%	0.0%
	その他共働き	133	3.0%	6.0%	0.0%
	片働き	197	4.6%	0.0%	0.0%
	無業	44	-	-	-
合計	2,544	12.5%	8.2%	1.4%	

注: 客体数が50以下の分類については、各種貧困率の掲載を割愛している。  
出典: 石井・浦川(2014) p.112

図表 3-38 世帯類型別にみたいろいろな貧困率

	所得貧困				
	非貧困	時間貧困			
		所得貧困・ 時間非貧困	所得貧困・ 時間貧困	時間調整後 所得貧困	時間調整後 所得非貧困
単身世帯	70.4%	17.7%	1.1%	5.2%	5.5%
ひとり親世帯	13.7%	46.6%	28.8%	2.7%	8.2%
ふたり親世帯(末子6歳以上)	86.0%	9.2%	0.1%	1.5%	3.2%
ふたり親世帯(6歳未満1名以上)	74.3%	13.7%	1.5%	4.1%	6.4%
夫婦ふたり世帯(子供なし)	93.6%	3.1%	0.2%	0.3%	2.8%
合計	80.7%	11.1%	1.4%	2.4%	4.4%

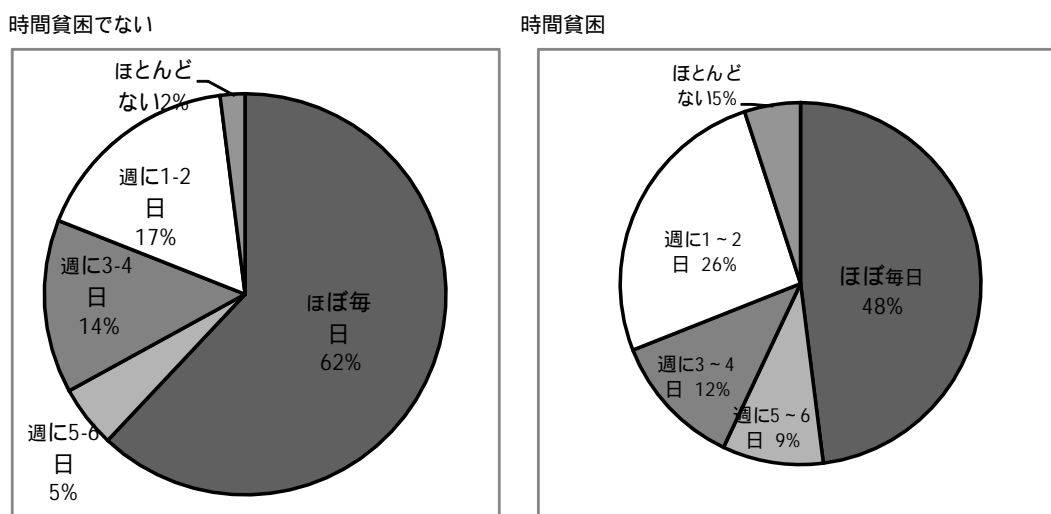
出典: 石井・浦川(2014) p.112

<sup>456</sup> 時間貧困を賄うために家事サービスを購入することにより所得貧困に陥るかどうかで判断される。この際、家事サービス価格としては、現実の市場における各家事サービスの時間当たり価格を当てはめている。

<sup>457</sup> 石井加代子・浦川邦夫(2014)「生活時間を考慮した貧困分析」三田商学研究, 57(4), 97-121.

このように時間にも余裕がない中、ひとり親世帯は子どもと接する時間が短くなっていくとの指摘がある<sup>458,459</sup>。石井ら(2014)はひとり親世帯に時間貧困が多いこと、そして時間貧困世帯においては子どもと夕食を共にする頻度が「ほぼ毎日」である割合が5割に満たず、週に1~2日と回答している世帯が3割程度あり、一例ではあるとしながらも長時間労働や家事負担により子どもとの時間が削られていると指摘している(図表3-39)。

図表 3-39 時間貧困と家族のつながり 子供と夕食を共にする頻度



出典:石井・浦川(2014) p.111

阿部(2011)は、21世紀出生児縦断調査をもとに、低所得層<sup>460</sup>やひとり親世帯において、親子が共に過ごす時間が有意に短いことを指摘している(図表3-40)。特に親と過ごす時間が少ない(母親との時間が平日1時間未満、母親との時間が休日2時間未満、父親との時間が平日1時間未満、父親との時間が休日2時間未満、4つのカテゴリー全て)子供の割合を、所得階層ごとに算出した。親と過ごす時間が極端に少ない児童の割合は、低所得層が高い。平日に母親と過ごす時間が1時間未満である子供は、低所得層では5.0%、その他の4つの分位ではほとんど差異がなく3.0%から3.2%となる。休日に母親と過ごす時間が2時間未満の子どもの割合も同様であり、第1五分位のみが高い数値となっている。父親と過ごす時間についてはさらに大きな違いがある。父子世帯におい

<sup>458</sup> 前掲 457

<sup>459</sup> 阿部彩(2011)「子どもの社会生活と社会経済階層(SES)の分析 - 貧困と社会的排除の観点から - 」こども環境学研究,7(1),72-78.

<sup>460</sup> 親の所得を世帯人数で調整した等価世帯所得の五分位による所得階層を用い、「低所得層」=第1五分位、「中間層」=第2~第4五分位、「富裕層」=第5五分位としている。

て平日唯一の親である父親と過ごす時間が1時間未満である子供が38.7%、休日さえ12.9%いることが懸念されている。

図表 3-40 親との時間 7歳児が母親・父親と過ごす時間、所得階層別、世帯タイプ別

所得階級 5分位	母親との時間(平日) 1時間未満	母親との時間(休日) 2時間未満	父親との時間(平日) 1時間未満	父親との時間(休日) 2時間未満	右4カテゴリーすべて
第1分位	5.0%	3.5%	46.2%	29.6%	1.5%
第2分位	3.2%	2.2%	39.2%	10.8%	0.7%
第3分位	3.0%	2.0%	42.9%	8.4%	0.7%
第4分位	3.1%	1.8%	49.2%	7.5%	0.6%
第5分位	3.0%	1.8%	51.6%	7.7%	0.5%
カイ二乗	59.9	70.3	266.1	2201.7	49.5
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
<b>世帯タイプ</b>					
ふた親世帯	2.8%	1.7%	42.7%	7.9%	0.7%
母子世帯	6.4%	2.9%	100.0%	100.0%	1.8%
父子世帯	100.0%	100.0%	38.7%	12.9%	10.7%
カイ二乗	5469.6	8422.4	2505.1	14146.2	251.1
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001

注: 父親、母親がいない場合は、一緒に過ごす時間は0とみなす。  
出典: 阿部(2011) p.75

以上のようにシングルマザーはそうではない女性に比べ、家事時間と睡眠時間が常に少なく、勤労時間が長くなっている。すなわち、ひとり親世帯の母親は他の世帯の女性に比べて家事時間と睡眠時間を短縮することによって勤労時間の増加に対応しており<sup>461</sup>、健康を保つために十分な睡眠時間が得られているのかも懸念される。経済的自立には更なる就労が必要であるが、これ以上就労時間を増やすには、すでに少ない家事時間と睡眠時間、そして子供と共に過ごす時間を犠牲にする必要があるため、現実的でないと指摘もある<sup>462</sup>。

<sup>461</sup> 阿部彩 (2012) 「時間の貧困: ジェンダーと社会経済階級と時間格差」独立行政法人労働政策研究・研修機構 『シングルマザーの就業と経済的自立』, 労働政策研究報告書, 140, 178-196.

<sup>462</sup> 前掲 431

## (10) ひとり親家庭の離婚後の収入

ひとり親世帯が経済的にも安定した生活を送るためには、離婚後の子供の養育費がひとつの基盤となる。しかしながら、我が国における養育費をめぐる、1. 養育費の取り決めがなされないことが多い、2. いったん養育費の取り決めをしても、途中で支払われなくなることが多い、3. 養育費の額が十分でない、の3点が問題として指摘されている<sup>463</sup>。

全国母子世帯等調査によると、実際の養育費の支払いはもちろん、その取り決めすらなされていないケースが多い。また、世帯所得が低い世帯ほど、取り決めをしている割合が低くなっている傾向がある（図表 3-41）。

図表 3-41 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無(母の就労収入階級別)

	総数	100万円未満	100～ 200万円未満	200～ 300万円未満	300～ 400万円未満	400万円以上	不詳
平成23年 総数	1332 (100.0)	301 (100.0)	429 (100.0)	245 (100.0)	105 (100.0)	73 (100.0)	179 (100.0)
取り決めをしている	502 (37.7)	113 (37.5)	169 (39.4)	93 (38.0)	42 (40.0)	33 (45.2)	52 (29.1)
取り決めをしていない	801 (60.1)	187 (62.1)	253 (59.0)	150 (61.2)	60 (57.1)	40 (54.8)	111 (62.0)
不詳	29 (2.2)	1 (0.3)	7 (1.6)	2 (0.8)	3 (2.9)	- (-)	16 (8.9)

出典：厚生労働省(2012)p.45

日本の母子世帯の多数は離婚が原因であるが、離別母子世帯のうち実際に養育費を受け取っている世帯の割合は19.7%に留まっている<sup>464</sup>。これは先進諸国と比較しても顕著に低い水準である。諸外国における例として、養育費受給率はスウェーデンが94.8%と突出しているほか、ノルウェー77.7%、フィンランド69.0%と北欧において高く、欧州ではフランス55.8%、ベルギー40.1%、ドイツ28.4%、その他カナダ30.8%、米国31.7%となっている(ただし、いずれも2000年前後の数値)<sup>465</sup>。先進諸国におけるひとり親世帯(死別を除く)の養育費受給率と子供の貧困率の関係をプロットすると図表3-42 のようになり、養育費受給率が高い国ほどひとり親世帯の貧困率が低い傾向にあることがわかる<sup>466</sup>。

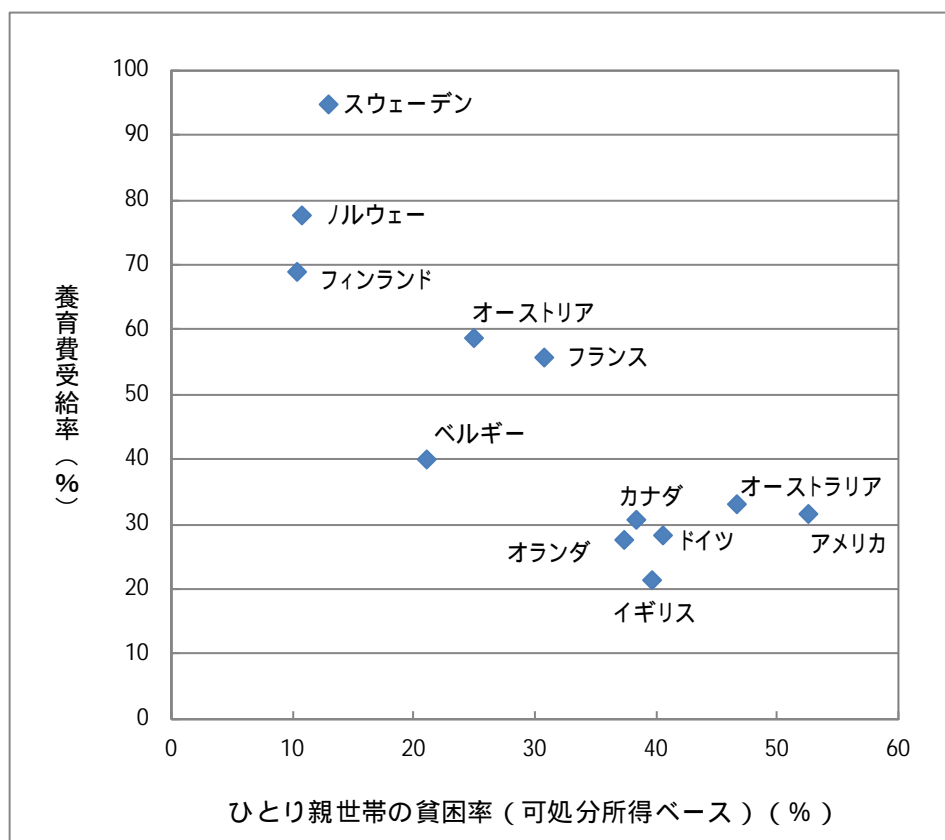
<sup>463</sup> 下迫田 浩司 (2013)「母子世帯の貧困と養育費」消費生活ニュース,95,78-80.

<sup>464</sup> 厚生労働省(2012)「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告(平成23年11月1日現在)」  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-katei/boshi-setai\\_h23/dl/h23\\_29.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_29.pdf)

<sup>465</sup> Skinner, C., Bradshaw, J. and J. Davidson. (2007). "Child Support policy: An International Perspective", *Department for Work and Pensions Research Report*, 405, Leeds: Corporate Document Services.

<sup>466</sup> 大石亜希子 (2014)「養育費の徴収強化が離別母子世帯の貧困削減に及ぼす影響：米・ウィスコンシン州の養育費徴収スキームを例に」週刊社会保障, 68(2766), 54-59.

図表 3-42 先進諸国の養育費受給率と貧困率の関係（2000 年前後）



注: Luxembourg Income Study Database に基づく推計。貧困率は、直接税控除後の可処分所得ベース。対象はひとり親世帯。

出典: 大石(2014) p.55

我が国において養育費の受取率が低い理由として、1.「協議離婚」を主とする離婚慣行、2. 養育費不払いに対する法的措置の欠如、3. 父親との絶縁・敵対関係の継続が挙げられている<sup>467</sup>。夫婦の話し合いだけで決める「協議離婚」は他の離婚の方法より合意難度が低い<sup>468</sup>こともあり、全体の 87.9% (2009 年) と最も多くなっている。しかしながら、家庭裁判所や弁護士の間接がある他の種類の離婚に比べると、「協議離婚」における養育費の取り決め率は著しく低い。厚生労働省「2006 年全国母子世帯等調査」によると、「調停・審判・裁判離婚」の養育費取り決め率が 77.7% であるのに対して、「協議離婚」の場合には 31.2% に過ぎない。協議離婚は離婚届を提出するだけで成立し、協議の内容についてチェックを受けることはないことが理由の一つとして考えられる<sup>469</sup>。

他方、最高裁判所事務総局家庭局「養育費支払の実情調査」によれば、調停離婚の成立後、約 1 年から 1 年半を経過した時点での状況をみると、「期限どおり全額受け取っ

<sup>467</sup> 周燕飛(2012c)「養育費の徴収に秘策はあるのか」独立行政法人労働政策研究・研修機構『シングルマザーの就業と経済的自立』, 労働政策研究報告書, 140, 161-176.

<sup>468</sup> 離婚には合意難易度の低い順に、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚の 4 つがある。

<sup>469</sup> 下夷美幸(2008)『養育費政策にみる国家と家族 母子世帯の社会学』勁草書房

ている」が最も多く全体の50.0%、次いで「一部について受け取っている又は受け取ったことがある」が約24.0%、「期限どおりではないが全額受け取っている」が全体の約20.0%、「全く受け取ったことがない」が約6.0%となっている<sup>470</sup>(図表3-43)。他の調査と比べて養育費が継続して支払われている割合が高い理由として、調停の場でお互いが合意したこと、法的効力がある書面が作成されたこと、離婚後の経過年数が短い時点の調査であったことが考えられる。

図表 3-43 養育費の受給状況

調査名 回答数 (構成比)	厚労省調査		全母子協調査報告書		最高裁家庭局調査	
	1209	(100.0%)	1199	(100.0%)	96	(100.0%)
現在受け取っている	230	(19.0%)	250	(20.9%)	67	(70.0%)*注1
一時にまとめて受け取った	(質問項目の選択肢なし)		6	(0.5%)	(質問項目の選択肢なし)	
一部について受け取っている又は受け取ったことがある	194	(16.0%)	242	(20.1%)	23	(24.0%)
全く受け取ったことがない	714	(59.1%)	649	(54.1%)	6	-0.06
その他・不明	71	(5.9%)	52	(4.3%)	0	0

注1: 67(70%)は、「期限どおり全額受け取っている」48(50.0%)、「期限どおりではないが全額受け取っている」19(20.0%)を合わせたものである。

注2: 厚労省調査 = 平成18年度「全国母子世帯等調査」結果報告書、全母子協調査報告書 = 財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 平成21年度「養育費を確保するための調査研究事業報告書」、最高裁家庭局調査 = 最高裁判所事務総局家庭局「養育費支払の実情調査」を指す。

出典: 上村(2012) p.58

養育費が継続して支払われないことの理由については、おおむね経済的問題(支払いたくとも支払い能力がない)と感情的問題(支払えるが、支払いたくない)の2点が指摘されている<sup>471</sup>。離別した男性(子供がいる場合とは限らない)の経済状況を見ると、結婚している男性に比べ、経済状況が悪いとの指摘がある<sup>472, 473, 474</sup>。離別男性の無業者の比率は10%(有配偶者は2%)、公的年金未加入は12%(同3%)、契約雇用者や小規模企業に勤めている場合が多く、持ち家率も少ない<sup>475</sup>とされる(図表3-44)。

<sup>470</sup> 上村昌代(2012)「離婚母子家庭の直面する養育費不払い問題に関する考察」チャイルド・サイエンス: 子ども学, 8, 57-61.

<sup>471</sup> 日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会(2011)『離婚と子どもの幸せ - 面会交流・養育費を男女共同参画社会の視点から考える -』明石書店

<sup>472</sup> 阿部彩・大石亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会

<sup>473</sup> 前掲 467

<sup>474</sup> 大石亜希子(2012)「離別男性の実態と養育費」国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安: 自助・共助・公助の新たなかたち』慶應義塾大学出版会

<sup>475</sup> 前掲 472

図表 3-44 離婚男性のプロフィール(2001年) (%)

	有配偶	未婚	離別
就業状況			
自営(家族従業者含む)	18.6	11.0	18.3
役員	6.8	2.5	4.3
一般常雇者 官公庁	10.0	5.7	3.5
一般常雇者 企業規模1000人以上	14.1	9.6	6.2
一般常雇者 企業規模100～999人	17.7	17.3	12.9
一般常雇者 企業規模30～99人	12.4	14.7	13.8
一般常雇者 企業規模1～29人	15.6	19.5	22.9
1年未満契約の雇用者	1.0	3.3	3.8
家庭内職・その他	0.8	2.6	2.6
仕事なし	2.0	11.2	10.2
公的年金加入状況			
国民年金(第一号)	21.1	26.1	30.2
厚生年金・共済(第二号)	75.2	64.1	57.2
加入していない	2.8	8.6	12.1
住居の種類			
持ち家	73.7	68.5	60.7
民間賃貸住宅	15.2	19.5	26.0
給与住宅	4.4	5.6	3.1
賃貸公営住宅	5.1	4.3	7.8
借間・その他	1.6	2.1	2.4

注: 25歳以上 60歳未満の男性が対象  
出典: 阿部・大石(2005) p.158

しかしながら、離別父親の中に、養育費の支払い能力が高いと考えられる者が一部含まれていることも事実であり<sup>476</sup>、支払い能力だけではなく支払意思の問題も大きい<sup>477</sup>。

また、離婚した父親と子供との間の面会交流の有無も、養育費の継続的な支払いに影響があるようである。独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「第3回子育て世帯全国調査」(2014)によると、離婚した父親と子供との間で「面会交流あり」の場合、養育費の受け取り率が24.4%で、「面会交流なし」の場合(13.4%)より11.0ポイント高い<sup>478</sup>。

以上の諸研究、諸調査結果に鑑みても、取り決めと実際の支払行為の間には大きなかい離が存在し、養育費を継続的に確保することは難しい状況にある<sup>479, 480, 481</sup>。理由のひ

<sup>476</sup> 前掲 467

<sup>477</sup> 前掲 469

<sup>478</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2015)「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014 (第3回子育て世帯全国調査)」調査シリーズ, 145.

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2015/145.html>

<sup>479</sup> 前掲 471



とつとして、公正文書ではなく、口約束や私的文書での取り決めの場合では裁判所による強制執行ができない上、転居等により相手の所在が不明になるケースが多い<sup>482</sup>ことが考えられる。

母子福祉における養育費の確保のための施策は、母親に裁判所の利用を促し、それを支援するものであるが、養育費の確保という点からみて、わが国の裁判所の制度には限界があり、また、離婚後の親子の問題は、当事者間だけで解決することは困難であるとの指摘がある<sup>483</sup>。

---

<sup>480</sup> 前掲 469

<sup>481</sup> 下夷美幸(2014)「離婚母子家庭と養育費：家族福祉の現代的課題」社会福祉研究, 120, 145-151.

<sup>482</sup> 前掲 466

<sup>483</sup> 前掲 481